

平成27年第2回森町議会6月会議会議録（第1日目）

平成27年6月9日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時59分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 14 報告第 9号 平成26年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 15 議案第 1号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第 2号 森町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制
定について

- 1 8 議案第 4 号 森町議会の議決すべき事件を定める条例制定について
- 1 9 議案第 5 号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 2 0 議案第 6 号 渡島公平委員会規約の変更について
- 2 1 議案第 7 号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 2 2 議案第 8 号 友好町協定の締結について
- 2 3 議案第 9 号 平成 2 7 年度森町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 2 4 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 2 5 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 2 6 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 2 7 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 2 8 意見書案第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 6 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 2 9 意見書案第 2 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 3 0 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 3 1 意見書案第 4 号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 3 2 意見書案第 5 号 平成 2 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 3 3 意見書案第 6 号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書
- 3 4 意見書案第 7 号 認知症への取組の充実強化に関する意見書
- 3 5 意見書案第 8 号 憲法を踏みにじり、日本を「戦争する国」にする「安全保障関連法案」＝「戦争法案」の廃案を求める意見書
- 3 6 議員の派遣について
- 3 7 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員 (1 6 名)

議長 1 6 番	野 村 洋 君	副議長	1 番	三 浦 浩 三 君
2 番	菊 地 康 博 君	3 番	加 藤 進 君	
4 番	黒 田 勝 幸 君	5 番	山 田 誠 君	
6 番	檀 上 美 緒 子 君	7 番	河 野 文 彦 君	
8 番	佐 々 木 修 君	9 番	小 杉 久 美 子 君	
1 0 番	久 保 友 子 君	1 1 番	木 村 俊 広 君	
1 2 番	西 村 豊 君	1 3 番	堀 合 哲 哉 君	
1 4 番	松 田 兼 宗 君	1 5 番	宮 本 秀 逸 君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	片 野 隆 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 田 勝 吉 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	長 瀬 賢 一 君
税 務 課 長	伊 藤 昇 君
収納管理課長	澤 田 勝 則 君
保健福祉課長	山 田 仁 君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長	住 吉 英 勝 君
住民生活課長	金 丸 由 起 子 君
環 境 課 長	佐 々 木 陽 市 郎 君
農 林 課 長	山 本 憲 君
農業委員会事務局長	宮 崎 涉 君
水 産 課 長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 参 事	黒 川 安 明 君
商工労働観光課長	岩 瀬 英 一 君
商工労働観光課参事	菊 池 一 夫 君
建 設 課 長	横 山 崇 裕 君
砂原支所長	富 原 尚 史 君
地域振興課長	木 村 哲 二 君
町民サービス課長	落 合 浩 昭 君
保健対策課長	坂 井 定 幸 君
教 育 長	若 狭 壽 美 君
学校教育課長	香 田 隆 君
社会教育課長	武 井 肇 君
兼公民館長	宮 崎 弘 光 君
兼図書館長	

生涯学習課長	中	島	将	尊	君
生涯学習課参事	若	松	幸	弘	君
体育課長兼					
体育館長兼	金	丸	孝	也	君
青少年会館長					
給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
上下水道課参事	小	松	裕	章	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事務局 長	藤	田	司	志	君
議事係 長	村	本		政	君
庶務係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成27年第2回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、三浦浩三君、2番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から6月10日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

また、渡島廃棄物処理広域連合議会平成27年第1回臨時会の議案等は、別途配付のとおりです。なお、5月26日の平成27年第1回渡島廃棄物処理広域連合議会臨時会において、森町選出の西村豊議員が副議長に選出されましたので、あわせてお知らせいたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

今年は暖かい気候の影響からか、全国的に桜の開花も例年よりかなり早く、当町においても4月下旬の開花宣言となりました。各種イベントも花びらの散り際状態での開催になりましたが、自然がなすわざで、やむを得ない事情でありました。しかし、結果として桜

まつりは盛況裏に終えることができました。実行委員会を初め関係各位の労をねぎらい、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨年枯死し、絶滅したと思われておりました森町固有の桜、森小町が茨城県、結城農場で芽継ぎされて命をつないでいることが確認されました。私は、本年4月にこの結城農場を訪問して森小町を確かめ、2本のうち1本の譲受をお願いし、農場側から快諾をいただいていたところでございます。当初桜まつり期間中の移植を考えておりましたが、やはり暖かい気候の影響から早くに花が咲いてしまい、時期的に適さないということで、休眠状態になる秋を待って移植する予定であります。

次に、今年度は合併10周年を迎え、記念式典や各種イベントの開催を計画しております。特に青森県外ヶ浜町との友好町の締結につきましては、以前より説明をしまいましたが、今月28日に外ヶ浜町合併10周年記念式典の中で行う予定になっております。議会からは野村議長と三浦副議長が出席される中で、協定の締結をしまいたいと考えております。重要な案件ですので、今議会において関係議案を提案させていただき、友好町協定の締結について議会の同意をお願いする予定です。また、既に皆様にご案内のとおり、7月11日には当町の合併10周年記念式典と祝賀会を開催いたしますが、この中で外ヶ浜町との友好町締結の報告を行いたいと考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、道路整備について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

道路整備についてでございます。町内に未舗装の道路が多数見受けられます。特に森川町、常盤町に多くあります。この種の道路は、車が交差できない幅の狭い道路なので、私道が多いものと思われれます。町道に認定してもらうには基準があり、6メートル以上ないと国から整備のための補助金の対象にならないと、これまで断られ続けてまいりました。これではこの先も6メートル未満の道路は一生舗装になることはありません。町民は、収入に応じた税金を払っております。サービスも平等に受ける権利があります。自宅前の道

路が舗装になると砂ぼこりも立たず、利用者も行政のありがたみを強く感じるところでございます。6メートル未満の道路は町単独事業となるので、お金はかかりますが、1本ずつでもやるべきだと私は思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えします。

町内の道路につきましては、議員ご指摘のとおり、私道を含めると未舗装の道路が数多くございます。また、町道全体で約257キロメートルのうち、約4割の97キロメートルが未舗装であるのが実情でございます。道路事業においては、毎年1路線または2路線の事業を実施しておりますが、国の交付金事業に採択されることが難しくなっており、起債事業、または町単独事業でも行っております。原則的に6メートルの道路幅員については、交付金または起債事業の要件もありますが、除排雪を考慮した場合、最低必要な幅員と考えております。これらのことに加えて、用地処理の問題や財政の面などさまざまな要因があり、それぞれの案件ごとに対応してきております。今後につきましても、国の交付金事業を基本としながらも、町単独事業とならざるを得ない場合においては財政負担を考慮しながら実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 町長の答弁をいただきました。これは今始まったものではなくて、元町長、前町長に対しまして、私に限らず、同僚議員もずっと言い続けて、いまだにどっちかという解決しないというのが現状でございます。今梶谷町長の話聞いていて、少し前進したのかなと、こういうふうに思っております。その言葉がきちっと履行されてくればいいのだけれども、言葉だけで終わると困るのだ。それが一番の問題。

それで、除雪の問題もあるということです。だけれども、実際に狭い道路も私道も人の住んでいるところは除雪していただいておりますよね。ですから、大きな重機は入れないけれども、それに見合う重機で現在も除雪しているというのが現状でございます。それで、私に限らず、このたびの選挙で砂原地区、森地区、くまなく皆さん歩いたと思うのです。砂原地区につきましては、非常に整備されている。道路のキロ数も森地区と比べたら少ないでしょうけれども、また砂原地区は駒ヶ岳にも近いし、また津波対策もあるでしょうから、ほとんどが避難道というかわりもあるでしょうから、舗装されていると。森地区は、キロ数も多いし、また私道でいろんな問題もあるでしょうから、舗装されていないところが多いのです。そういうことで今言っているのですけれども、何か私の調べたところでは一定の基準あると国からの交付金ですか、補助ですよ、そういうものが50から65いただけるということだから、町単独でやったら財政上すごく大変だと思うのです。だけれども、大変だ、大変だと言っていたらいつまでもできないので、やはり1本ずつでもやるべきだと。

それ、私道の6メートル未満の道路というのは、恐らくトラックとか重量のある車は通らないと思うのです。だから、国から補助もらおうと基準に沿った道路つくらなければなら

ないから、お金もかかるわけ。だけれども、私道でそういう幅の狭いところは大きい車は通らないので、100%完全なものでなくてもいいのでないかなと私は思っているのです。道路というのは交通量とか重量のある車のところとやっぱり違うから、だから簡易舗装と言えば語弊あるかもしれないけれども、ある程度お金かけなくてもできるのでないかなと、こう思っているのです。ですから、今町長のおっしゃったことを先ほど言ったように前に進めていただきたいと。今の言葉本当に信用していいですか、もう一回お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町内の未舗装の道路、本当に議員おっしゃりますように古くからの課題として現在も解決つかない、そういう状況なのは私も就任してからのこの期間でも非常に理解をしながら、そして何が課題なのかということに担当課含めて今日までいろいろな意見を聞いたり、確認をさせていただいたりということを進めさせていただきました。可能であれば本当に舗装してあげたい、議員と同様そういう気持ちでいっぱいでございます。ただ、そこになぜ今までできなかったのかという非常に大きな問題が出てまいります。私有地のままでは、舗装しても将来的に確実にそこを通行できるという担保ができない。それから、なかなか地主さんとのお話がまとまらない。また、途中で全く所有者とお話しできない土地が含まれておったり、いろいろな大きな課題がございます。私何とかそういったものも解決を見出す糸口をつかみながら、舗装を期待に応えるように進めていきたいなど、そのような思いでいっぱいでございます。まだまだそこに至るまで、今日まで何十年も解決できなかったものが1年、2年で簡単に解決できるとは思っておりませんが、そういった部分はきちんと、諦めないで、そして確実に前に進めるように取り組んでいきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 道路整備についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、掛澗漁港のトイレ設置について、議席12番、西村豊君の質問を行います。

○12番（西村 豊君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

掛澗漁港のトイレ設置についてでございます。平成26年度、砂原漁港に公衆トイレが設置されました。その反響はとてもよいものでありました。ですが、一方で、砂原漁港だけでなく掛澗漁港にも設置してほしいとの漁業関係者からの声がありました。砂原地区に漁港は3カ所あります。平成23年3月の一般質問で申し上げましたが、漁港にもトイレがないと漁業関係者が作業をする際に用を足したくても我慢をして、自宅に戻り、そこで用を足して、また漁港に戻るといった不便な思いをしております。このままだと健康上の問題も発生します。また、一部の釣り人たちのマナーの問題もあり、物陰でところ構わず用を足すことは食の安全を脅かし、森町食材のイメージダウンにもつながりかねません。このように当町漁業関係者にとって必要不可欠な施設となっておりますが、町長としての考えを

お聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員の質問にお答えします。

平成25年度、市場の衛生面向上のために、国の補助金を活用して砂原漁港へ公衆トイレを設置いたしました。漁業者から好評を得ていることは私も報告を受けております。さて、各漁港に公衆トイレがあれば非常によいことだと私も議員ご提言のとおり思いますが、町内には第1種漁港が鷺ノ木、蛭谷、石倉、掛澗、沼尻と5港あります。そのうち、石倉漁港、蛭谷漁港には1坪ほどのくみ取り式トイレが設置されており、維持管理については地区の漁港愛護会が維持経費を負担し、管理をしている状況です。また、沼尻漁港と鷺ノ木漁港にはトイレがないのが現状です。さて、ご提案の掛澗漁港ですが、簡易トイレが設置され、砂原漁協が維持管理を負担し、管理をしており、町に対して直接的な要請は現在のところございません。他の漁港についても同様ですが、漁協から新たにトイレの設置要望があった場合は、利用頻度や必要性などを漁協と十分協議した上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（西村 豊君） 答弁ありがとうございました。

町長、要請なかったらトイレつけないって、ばかな話するな。そんなばかな話あるか、何考えているの。そんな答弁よくつくったものだ。笑われるぞ。傍聴席にいるみんな笑うぞ。要請がなかったらつくらないとか、そんなはんかくさい話ししているか、何考えているのだ。

○議長（野村 洋君） 西村議員、余り興奮しないで、質問してください。

○12番（西村 豊君） 町長、今中国からでも台湾でも韓国からでも観光客来たり、いろんな観光バスで歩いている。その中で掛澗漁港にも寄るかもわからない。だけれども、我々もそうでしょう、みんなもそうだと思う。ドライブに行っても、トイレがあそこにあると思えば、そこまで我慢もする。また、行く。要請なかったらやらないといったら、行政みんなそうかいということ。そんなことにならないでしょう。掛澗の漁港の女の人手と話ししてみなさい。朝の4時から船に乗って一緒に行くのだ。そしたら、帰ってくればお昼だと。その間腹張ってばんぱんだと。というのは、おろしたらすぐもう一回行くのだと。そしたら、おしっこしたい、うんこしたくても我慢してまた船に乗っていくのだと。トイレがあれば、すぐそこで用足して、行けるわけだ。そしたら、国保にもかからなくても済むだろう。膀胱炎になったとか、いろんな病気にもなるのだ。要請がなかったらトイレはつくらないという自体がおかしい。そういう行政はおかしい。掛澗の人手だって何ぼ税金払うって、たくさんの税金払っているでしょう。そういう答弁書つくるな。

砂原は、トイレが使いやすいとか、大きいし、そういうトイレだからすごく好評なのだ。だけれども、御幸町だってどこだって、要請なかったらつくらないのかい、今後。だから、人の集まるところはおしっこもするのだから、それは質問されなくてもつくらなかつたら。

それと、御幸町のトイレもそうだと思うのだけれども、やはり狭い。入ったあとが狭い。もっと大きなトイレをつくってやるとか。また、上がすき間あいているよね、下もあいていると思うのだ、パーティションで組むから。だから、そういうトイレでなくて、上までのきちっとしたトイレをつくるべきだと思うし、先日盗撮という問題もありましたけれども、そういうものもないようなトイレが欲しいなと思うのです。町長の考えは、要請なかったらつくらないという考えなのか、いやいや、そんなことでないということなのか、町長の本音を聞きたい。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

西村議員の非常にトイレに情熱を持ったお気持ちは、非常によくわかります。そしてまた、私漁港についての先ほどの最初の答弁、団体組織として作業に使われるということのまず基本的なご質問でしたから、作業に使われるのであれば、その部会、また漁業協同組合と、全体でまず基本的に維持管理をどうするかです。つくるのは幾らでもつくることができます。そこをきれいに使えるかどうか、ここはやっぱり非常に大事なところだと思います。つくるだけつくっても、全然手入れもしない、汚れたまま、そういった状態では逆に観光に来られた方、多くの方々に悪い印象のほうが強くなるのではないのでしょうか。そういった観点から、今後いろいろと漁港に関して観光客は増える可能性もございます。それから、そういったところでいろんな取り組みが今後多く開催されることだと思います。トイレないところがまだほかにも2カ所あるのですけれども、そういったところも今後やっぱり漁協と協議が必要かなと、そのように思います。

まず、御幸公園につきましても、御幸、清澄町内会が維持管理をするというお約束で事業を執行してございます。やはりきれいに使っていただける。そして、今現在についておる掛潤漁港のプレハブのトイレ、非常にきれいに使っております。これは、その地域で働いている皆さん方がきちんと、汚さないように、また定期的に清掃しながら大事に使っているということで、今のところないところのトイレを考えたほうがなおいいのかと、そういうふうなところもございますが、そこにつきましては要請と申しますか、作業場とかそういったところはひょっとしたら近くにトイレがあるのではないのでしょうか、その事情はわかりませんが、そういったところは逆に団体として本当に必要なのか。あったほうが間違いなくいいとは思いますが。町全体のそういった維持管理をどうするかという基本的なものも含めてこれは検討が必要なのかなと、そのように思います。ただ、必要性があれば、町としていろんな方面のことを考えて設置については検討していきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○12番（西村 豊君） 町長、掛潤の婦人部の人方から、必要だからということなの、必要だから設置してほしいと。仮のプレハブは確かにあると。だけれども、見たことあるか、水産課長、あるか、町長もあるか。汚いでしょう。

(「きれいです」の声あり)

○12番(西村 豊君) いや、汚いです。今の時期はわからぬけれども、みんなが使うときになったら、使えるものでないのだと。だから、お願いしたということなの。プレハブでもいいのでないかでなくて、掛瀬漁港の人方だって困っているのだもの、だから頼んだのだもの、何とかならないかいと。町長がそうやってプレハブが。きれいだと思う。今は多分ホタテ終わったから、使う人が少ないのかもわからない。だけれども、ホタテの時期、スケソウの時期だったら、汚くてすごいらしい。だから、そこを使わないで、我慢して船にまた乗っていくとか、手伝いに行くらしいのです。ですから、きれいなときばかりならいいのですけれども、それと管理、管理費組合で払えるとか、払えないとか、月幾らかかるの。毎日するわけでないでしょう。1週間に2回ぐらいなのでないの。シルバーにお願いしているとかと聞いているのだけれども、そしたら幾らもかからないでしょう。ホタテ10キロ売れば出るのだよ、トイレの掃除。そのぐらいのお金しかかからないのだ。だから、ひとつ考えてほしいと思うのだ。

ただ、使うのは漁師の人方だけでないの。我々もそうだけれども、そこにトイレあれば、あそこにあるよと、車に乗っていてもそこに行くわけ。だから、漁師の人だけでないということ。それと、蛭谷にもたしかあるのだけれども、さっき町長言ったように1坪ぐらいのやつなのだ。だけれども、うちにお客さんで来た人がそこに入ったらしいのだけれども、これもまた、今使っていないのかな、余り使われているふうでなかったトイレだったらしい。だから、そういうふうに観光客も通るだろうし、入ったときに、ああ、森町のトイレはきれいだと、通りすがりの人でもそう思えるように掃除、管理、何とかなる話でないのかな。そして、みんなで掃除する。お金のほうは幾らもかかるものではないと思うのだ。それは何とかなるでしょう、そのぐらいのこと。それで、随分細かい話ししているなど思っているの。それだったら、もっともっと節約するものまだある。トイレの節約するのではなくて、別なことがまだある。とにかくトイレは必要だと思う。沼尻の人も言った。沼尻だってあれば使うのだと。ないから我慢しているけれども、俺らも欲しいのだと、沼尻の人方もトイレ欲しいと。だから、その辺考えてもらえるかどうか、町長、もう一回答弁。

○町長(梶谷恵造君) 再々質問にお答えいたします。

掛瀬漁港を活用されておる漁協の女性部の方々からいろいろ熱い要望を受けたということで、非常によくご理解できました。ほかからも恐らくそういった形で声を上げることができない、どこに言ったらいいのかなという方々がいらっしゃるのかなと、そんなふうにも私も感じてございます。ただ、組織として、中には個人的に欲しいという方もいるのですけれども、組織として本当に必要なのか。そして、恐らく維持管理費というのはそんなに大したことないと思うのです、基本的に。その辺は私も理解できるのですけれども、たまたま行ったら汚れていたと、でも私が見たときはきれいだった。その辺の兼ね合いとして、誰がその管理をして、きれいにするために維持するか、これが私大事だと思うのです。そうでないと、たまたま来たときに汚れていた、それでは建てた意味と申しますか、確か

にみんなが忙しければそこを自分で清掃するということはできないのですけれども、組織としてその地域を管理する一番使う方々がちゃんと維持管理と清掃できるという約束事があれば、これは今後進めていくべきだと、そのように思います。いずれにしましても、そういった部分の責任と申しますか、維持管理するためのそういった大事な部分がありますので、漁協のほうとちょっとお話を、確認させていただきたいなど、そのように思います。決してつぐらな、つぐりたくな、ということではないことをご理解いただきたいなど、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 掛澗漁港のトイレ設置についてを終わります。

以上で議席12番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、ふるさと納税の基本的な考え方について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） おはようございます。通告に従いまして、1点だけ質問させていただきます。

ふるさと納税の基本的な考え方についてということでございます。ふるさと納税は、地方の活性化などを目的に平成20年に地方税法改正で始まった制度であり、今や全国の自治体の主要的自主財源になりつつある歳入の一つでございます。ふるさと納税については、梶谷町政となってから3人の同僚議員が質問をしておりますが、それらに対する答弁は、工夫を凝らした取り組みを展開する、アイデアや意見を聴取したい、なるべく早く準備し、取り組みたい、庁内の人間だけでは手不足である、納税の体制づくりが重要課題である、成功した近隣の自治体を参考として制度運用の拡大に取り組んでいきたい、なるべく早い時期、4月に入ったらすぐ担当課を動かすなどなど答えておりますが、今まで一向に目に見えた活動が確認されておられません。もう既に新年度に入りまして2カ月が経過しております。

特に森町は脆弱な財政運営を余儀なくされておまして、平成27年度当初予算においても基金を約3億円取り崩しておるのが現状であります。各町村もこのふるさと納税、自主財源は喉から手が出るほど魅力あるものでございます。道内の各自治体は相当なる力を入れておまして、成果を上げている町村も数多く、新聞、テレビ等をにぎわしていることはご承知のとおりであります。森町は出おくれの感は否めませんが、幸いに今年度から5つの自治体までの寄附であれば確定申告が不要であると、また2,000円を除いた全額が減免される納税枠、これ限度はありますけれども、2倍に拡大されたということでございます。森町のホームページには、ふるさと応援基金に積み立て、4つの事業に使いますが、特典の用意はありませんというふうに記載されてございます。このような状況を踏まえて、町長はふるさと納税についてどのような考え方、または認識をお持ちか、所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

これまでもふるさと納税に関するご質問につきましては、平成26年6月議会、平成27

年3月議会においてご質問をいただき、他の自治体と比較し、取り組みがおくれているところのご指摘をされたところです。議員ご質問のとおり、ふるさと納税制度は自治体の特産品の宣伝や自主財源確保に向けた取り組みの一つとして大きな役割を担ってきております。今年度に入りまして、早々担当課で返礼品運用開始に向けて取り組んでいるところでございます。森町の特産品の宣伝効果や財源確保に向けた体制づくりを構築するため、成功している近隣自治体を訪問し、取り組み方法などについてのご指導をいただいております。また、民間の業務支援サービスの提案をいただき、業務内容や寄附金の流れ、返礼品の調達や周知方法などを比較し、民間の情報力を活用した方法を取り入れ、専用ホームページの作成、運用も視野に入れながら、返礼品に対応した運用開始に向け準備を進めております。運用方法などにつきましては、準備ができ次第議員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、9月議会に返礼品や通信費用等関係予算の上程を行い、正式な運用開始につきましては予算議決後の10月1日を予定しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 今町長のほうから、準備して10月1日を目途にしてやっているというようなお話でございますけれども、ふるさと納税は、理由はともかく、いかにして多くの寄附者を集めるかというのが先決、勝負だと思います。それで、寄附者の心をいかにつかむかというようなアイデア、PR等々が重要であろうというふうに思っております。町長は、前回も担当課だけでは不足だというようなことを認識されているようですけれども、当然庁内に検討委員会とかプロジェクトとかを設けて、森町の最重要課題として取り組む姿勢が必要だと思っております。近隣町村ってどこに行ったかよくわかりませんが、例えば八雲町であればもう既に返礼品、贈答品でございますけれども、生産が間に合わないだけ予約が殺到しているというのです。ほとんどの町村は2分の1ぐらい返しているようですけれども、上士幌町は別としまして。相当な自主財源の確保、これ一番手っ取り早いのです。税収は上がらない、何は上がらない。変な話だけれども、国保の徴収率なんて後ろから2番目ですから、町長もご存じのように。そういう状態の脆弱な財政を何に頼るといったら、やっぱりこれが一番なのだと私は思うのです。だから、ある程度目標を掲げて全力で、町はもちろんです、町民、各種団体等々に携わってもらうということが一番いいと思うのです。町長ご存じのように、全国津々浦々に森町の方々が点在している。事業を行っているわけですが、例えばふる里会、茅部会とか、札幌は砂原会とか森会とか、いろんな会もあるわけです。それから、各事業所、商工業者、また取引先、大手の加工屋さんとか、いっぱいいるわけです。そういうものを利用して、森町に寄附してくれないかと、ふるさと納税してくれないかと、こういうものがあるよと。

町長、特産品の宣伝と言っていましたけれども、特産品というのは誰が決めるかといったら、もらった方々が決めるのです。森町が決めるのでないのです。これが特産品ですよ

と言ったって、誰にも売れなかったら、特産品の意味がないのです。だから、そういうようなことを早目に旗を上げないと、ほかの町村がもうやっているわけですから、10月と言わず、早目にできませんか。みんなお客さんとられますよ。だから、机上で議論したって始まらないのです。町長は以前から少子化対策とか定住対策とか、活性化対策とかやっているのだけれども、先立つものは財源なのです。金がなければ何もできないのです。だから、いかに金を集めるかということは、これはやっぱり知恵です。町長、時間は待ってられませんので、森町の最重要課題として実践する考えがあるか、ないか、きちっと答えていただきたい。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

非常に山田議員、町の財政面も深く配慮いただいたご提言だと思います。また、過去にふるさと納税についてご質問いただきました議員さん方につきましても、同じような熱い思いでご質問していただいたと、そのように認識をしております。早目にいろいろとこれについて取り組みとすることで、そのスケジュールのことなのですから、スケジュールの以前に返礼品に対する整理が必要だと、そのように私思います。森町の商品、アイテム、企業数からしてもほかのまちには負けなだけのとんでもない数量の商品がございます。一部の方だけの商品が返礼品として使われるようでは、これはやっぱり不公平であります。全体を掌握するためにも、それから全ての町内の方々に参加できるチャンスを与えて、これに参加していただく、そういったことを踏まえるのにも当然期間が必要になってまいります。それとまた、当然これに取り組むには予算が必要になってまいりますので、議会からその予算について了解をいただき、執行できる最短の期間が10月1日だと、そのように思っております。ただ、その間にもいろいろな、返礼品がないからといってふるさと納税ができないことではございません。過去にも本当に森町のことをお考えいただいて高額の納税をいただき、そういったものを子供たちの教育資金のほうに充当させていただいた例も昨年ございます。そういったことから、納税に対する宣伝はもちろん、常にそういった気持ちを持ちながら進めながら、最短の10月1日を目指して取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 町長、言葉返すようではございますけれども、返礼品の整理ということは、先ほど言ったように森町が決めるのではないのだと。ほかの近隣町村は、これとこれをやっ

たら売れない、これとこれやったら売れたと。そういうことなのです。受け取る側が気持ちよくいいよと言わなかったら、物というのは売れないのですよ、町長。さっきから言っているように、森町でこれがいいよと決めたって、贈った方が要らないと言ったら、要らないのです。そこ誤解しないようにしてください。

それから、ある町村では、地元産品は産業の振興上非常に効果を上げている町村がたくさんあるのです。今まで眠っている資源が活性化して、まちがすごく活性化していると、いっぱいあるのです。だから、町長、そういうことでなくて、返礼品がどうのこうので予算がどうのこうのでなくて、早目に、臨時議会開いてもいいから、今臨時議会でないけれども、通年だから議長に頼めばいつでもすぐ開けるのですから、10月と言わないで、さっき言ったように早目早目に手を打たないと。それで、みんなの知恵をかりなさい。例えば東京のしげぞう、ああいうところでもピラ張って、来た方に森町に1万円寄附してくださいと、そしたら5,000円分来ますから、これこれ来ますからと、何かやったらいいでしょう、町長。そういうふうにしないと、町長がいつも言っているのだ、財政の健全化にとってこういう財源は必要不可欠だと言っているわけだから、これから地方創生、地方版の総合戦略も今つくらなければならない。お金がかかるのだ。ひもつきのお金ならだめなの、自主財源がなければ、町長幾らいいこと言ったってできないですから。また以前みたく、前の町長のこと言えば悪いですけども、今ここにいる課長さん方の給料昇給ストップとか、そういうふうにしないと金が出てこないのですよ、これから。医療、福祉はばんばん、ばんばん上がっていくし、そしたら何かかにかで自主財源を見つける、もらう、使えると、そういうことをもう少し、財政当局は優秀な方おりますから、きちっと部下とよく相談してやったほうが、森町の町民のためには最大の贈り物だと私は思います。これぜひやってください。もう一回、もう少し進んだ答え。通年ですから、いつでも、今月の末にやれと言えはすぐやれますから、遠慮なく言ってください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 情熱あふれる質問にお答えいたします。

先ほどの返礼品のことにつきまして、私の答弁の不足のせいかな山田議員も勘違いなさっているような部分ございましたので、答弁の仕方を訂正いたします。受け取る方がその返礼品を選べるような、そういった形で今現在進めておりますので、それについては特産品になるかならないかは返礼品次第だと、努力だと、そのように思っております。そしてまた、納税された方が喜ぶような納税方法、それはもちろん考えて、今現在打ち合わせ、取り組んでいるところでございます。

それと、期間でございますけれども、そういったもろもろいろんな整理をしていかなければならないもの、そして当然財源、それから打ち合わせ、いろんなものを考えますと、やっぱり最短は10月1日ということで先ほどから申し上げておりますが、準備がもし早められて整うようであれば、改めて早目の開会をお願いしたいと、そのように思います。中身につきましては恐らく、ほかのまちもかなり前から先行されている多くのまちございますけれども、商品的には絶対見劣りしない中身の濃い商品が森町には大変多くございますので、そういった点でも魅力あるふるさと納税になるように取り組んでまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ふるさと納税の基本的な考え方についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、特色あるまちづくり構想について、議席1番、三浦浩三君の質問を行います。

○1番（三浦浩三君） それでは、通告に従いまして、1問質問させていただきます。

特色あるまちづくり構想についてでございます。過日、北海道新聞にも報道されていた苫前町の風力発電を利用した水素製造のように、当町の濁川地域で地熱調査をした際の調査井が今現在数カ所現存しておると伺っております。その井戸を利用した発電で水の電気分解をして水素と酸素を入手し、水素は将来の水素社会に向けた取り組み、また酸素の活用、これは生鮮魚介類や農産物の鮮度保持という方法で、当町の基幹産業のほとんどの部署へ活用できる方法と伺っております。そのほかに、発電の廃熱、これはヒートハウスやヒートポンプを使った方法、温泉水、温水農漁業、栽培漁業です。または、他地域への温泉水の配水などの活用、さらに水の電気分解時点でプラズマ発生装置を設置すれば、ダイオキシンやPCBなどの難処理廃棄物の無害化も可能と伺っております。あるいは、道内一の生産量を誇る木炭の活用として、炭素埋設農法と言われる農産物の生産方法があります。これは、地中に穴を掘って炭を埋めることによって地電流を整流して地磁気の活性化を促し、農産物や生物に好影響を与えて、収量や耐病性アップしたブランド品の開発にもつながり、さらにこの方法はそこに生活する我々人間の体質改善などにも有効と伺っております。医療費の抑制や健康寿命の長寿化にも役立つ方法と仄聞しております。また、冬の厄介者として除排雪した雪を圧雪氷にして雪蔵や夏場の冷房用にも活用するような方法、これは既に千歳空港で冷房用に活用していると伺っております。

さらに、歴史遺産のストーンサークル、これを教育や観光資源としての有効活用、あるいは民間企業所有の冷凍機の産業遺産、町としては認定はしていると思っておりますけれども、道などにはまだしていない、また国にはしていないと思っております。こういうものを活用した前近代の文化、産業、歴史遺産類などの活用、あるいはビューポイントのセットアップ、地場産品のブランド化と地域産業の観光活用等々、これまで私見を交えて述べましたが、まだまだ町内には未活用や未利用資源があり、それらを有効活用することによる新たな産業の構築と特色あるまちづくりを構想して、もう既に始まっております地方創生のまちづ

くり構想としてテーブルに上程すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（野村 洋君） 三浦議員のご質問にお答えします。

町では、昨年度森町地域新エネルギービジョンを策定し、森町の地域資源の利活用事業を推進することを重点プロジェクトの一つとして提示いたしました。具体的なテーマとして、①、雪冰冷熱を活用した農林水産業施設などの整備、②として、地熱発電の余熱の活用を目指した研究、③、家畜ふん尿系バイオマスなどを活用したバイオガス発電施設の整備、④、木質バイオマスの有効活用を掲げ、これらについて検討し、環境に優しいまちづくりを目指すこととしております。特色あるまちづくりを進めていくためには、これら森町の地域特性、自然特性を生かしたエネルギー資源のほか、議員ご提言のとおり、教育や観光資源なども有効活用し、未活用、未利用資源を掘り起こしていくことが大変重要であると考えます。現在町では、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に着手したところであります。策定に当たりましては、今後有識者、経済関係者、産業関係者、地域住民、教育機関、金融機関、労働団体などで構成された策定推進委員会の中で各分野からの幅広いご意見をいただきながら進めてまいります。ただいま議員から詳しく広い分野にわたりご提案いただきました町内の未利用並びに未活用資源の有効活用による新たな産業の構築と特色あるまちづくりにつきましても、人口減少に歯どめをかけるための戦略の一つとして今後議論してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○1番（三浦浩三君） 今実際の具体的な説明、町長のほうからいただきましたけれども、実際の作業を進めるに当たって、今現在プロジェクトチームのような、そういうものを立ち上げてこれから進めると思いますが、先ほどの山田議員のおっしゃったように、これからスピードアップしていくためにどのような日程、予定でこれから進めていくのか。

それと、もう一つ、大変申しわけございませんけれども、教育長のほうにも1つお伺いしたいと思います。当町にあるストーンサークル、これも世界遺産登録に向けて再度チャレンジしていくと思っておりますけれども、その辺の状況やら、そのほかの教育絡みのいろんな資産など、遺産、そういうものがあるかと思っておりますけれども、その辺の今後の観光産業に結びつけるようなものにつながるものが町内にどの程度あるのか。

この2点、町長と教育長にご答弁願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

スケジュールに関しまして、私よりも担当課長のほうが非常に詳しいと思いますので、担当課長より答弁をさせていただきます。

以上です。

○企画振興課長（長瀬賢一君） それでは、事務的なことですので、私のほうから答弁させていただきます。

スケジュールですけれども、今月、6月19日になりますけれども、そこで第1回目の策

定委員会を開催する予定になっております。委員につきましては、17名で構成しております。経済関係者、産業関係者、地域住民、教育機関、金融機関、労働団体等、17名の委員の方々をそこで委嘱する予定になっております。その後、27年度中に計画を策定して終了する予定となっておりますので、その間に4回の策定委員会を予定しております。第1回目の策定委員会の後には、アンケートの実施ですとか、あと人口ビジョンを策定し、それにつきまして議論をいただきながら、最終的に平成27年度後半、2月あるいは3月には策定を取りまとめる予定となっております。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、私のほうからご質問にお答えさせていただきます。

まちづくりということで、観光も含めてですけれども、文化財の活用につきましてはまちづくりの大きな柱の一つであるというふうには考えております。町長の答弁にもありましたけれども、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の中でも当然総合的なまちづくりの一環として文化財については町の歴史、それから文化遺産ということで位置づけていかなければならないのかなというふうには考えております。

それと、鷲ノ木遺跡の関係につきましては、今年度から整備基本計画の策定ということで進めていきますので、その中で世界遺産登録に向けましても積極的に取り組んでいきたいというふうには考えております。

それと、どのぐらいの文化財があるのかということですが、指定のものでいきますと国の指定が2件、それから北海道の指定が2件、それから町の指定が4件ということで合計8件のものが現在指定ということになってございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○1番（三浦浩三君） 多分私の述べたものなども入れますと非常に大きな構想になるかと思えます。そこで、地方創生大臣、石破大臣に直談判するぐらいのものを持って、そしてスピーディーな取り組みということで、その辺の心構え、その辺を町長にお伺いしておきたい。

○町長（梶谷恵造君） 心構えをちゃんと持っていけということで、ご答弁させていただきます。

全国的にどこの市町村も地方創生、この部分の町でつくる部分につきましては真剣になって今取り組んでいる状況でございます。町としましても、先ほど担当課長のほうから答弁させていただきました。今17名の委員さんによって取り進めていくわけでございますけれども、まだまだその委員さんに伝える以上にいろんな大きな考え、それから町として進むべき道、たくさんあるかと思えますので、そういったものも取りこぼさないように本当に強力に進めてまいりたいと思います。議員の皆さん方にも、そういった点ではいろんな点でご指導をお願いするようにこの場をおかりしましてお願いを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 特色あるまちづくり構想についてを終わります。

以上で議席1番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、防災対策並びに非常食の備蓄について、議席3番、加藤進君の……

（「休憩」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、防災対策並びに非常食の備蓄について、議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） おはようございます。通告どおり質問させていただきます。

質問事項については、防災対策並びに非常食の備蓄についてでございます。町長にお聞きをいたします。近年、世界各地で大きな地震や火山噴火災害が発生しております。私たちが住む日本とて例外ではなく、同じような災害が多発しているのが現状です。昨年9月に御嶽山の水蒸気噴火の際には、多数の登山客が巻き込まれ、死者、行方不明者63名の悲惨な事故が発生をいたしました。さらには、今年5月29日10時ころ、鹿児島県口之永良部島の新岳が火砕流を伴った爆発的な噴火を発生させ、今なお継続した噴火活動が続いております。幸いなことに、これは軽傷者が1名、ほかの島民全員は元気に避難をされたと聞いております。これは、島民が日ごろ定期的に全島挙げて行動的な避難訓練を実施しており、噴火の怖さを熟知しているもので、訓練の重要性が遺憾なく発揮をされました。

ほかに、現在日本列島では5つの火山が噴火の危険な状態にあると言われております。北海道では20の火山のうち9火山が24時間の警戒監視が行われており、そのうち駒ヶ岳を含む5火山が噴火警戒火山として噴火警戒レベルを導入しております。今のところレベル1、平常の状態ですが、駒ヶ岳は平成8年、10年、12年と3回も立て続けに小噴火が発生し、事なきを得ましたけれども、今後同等やより以上の大きな噴火が発生した場合には、登山者はもとより、付近住民の安全は確保されているのでしょうか。また、最も危険な地区の避難誘導は的確に行われるのか、さらには避難者は安全行動に対して理解を示しているのか。訓練をしていない現状では甚だ疑問であります。さらには、当町は、山ばかりではなく海をも抱えており、津波に対する警戒並びに行動を伴う避難対策はいかかなものかお聞きをしたいと思います。

また、以前より先輩議員の一般質問の中で数回、災害発生時の緊急連絡用として町民に対し戸別受信機を設置してはどうかとの質問に対して、町長は明確な答えがいまだに示されておられません。いま一度お聞きしますので、明確にお答えをお願いいたします。単年度での全町に設置は不可能であるから、町民の理解を得て年次計画を立て、危険な地区か

ら設置をするなどの考えはあるのか、さらにお聞きをしたいと思います。

また、災害発生時の食料である非常食の備蓄状況をお知らせ願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

ご質問にあるとおり、昨年9月の御嶽山噴火では、行方不明者を含め63名の方が犠牲となり、ご冥福をお祈りするところです。また、最近では鹿児島県口之永良部島新岳で爆発的噴火が発生するなど、過去に同様の噴火経験のある駒ヶ岳を擁する森町としても、頻発する災害は常に起こり得ることであり、注視しているところでございます。

さて、ご質問の駒ヶ岳火山防災対策につきましては、森町地域防災計画及び1市3町で構成する駒ヶ岳火山防災会議協議会における相互間地域防災計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた応急対策などについて定めております。今後は、防災訓練及び国から求められている具体的な避難計画の作成を視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、津波に対する避難対策につきましても、北海道で作成、公表している津波浸水予測図及び避難計画策定指針をもとに、現在森町津波避難計画の見直しを進めております。町民の皆様に対しましても、避難目標地点、避難場所及び避難経路等を示しながら説明してまいりたいと考えております。

次に、戸別受信機の設置についてですが、過去にも複数回同様のご質問をいただいております。私も重要な政策の一つとして認識をしております。現状では、防災行政無線のデジタル化が国の方針として決定されております。その移行期限は明確に示されておられません、移行に向けた準備、取り組みは進めていかなければならない。必要な時期が近づいているように感じます。以前からご質問、ご提言いただきました皆様に応えるためにも、まずはデジタル方式への円滑な移行を行うために必要となる電波伝搬調査について早期に着手できるように検討してまいります。また、デジタル方式へ移行するとした場合に必要となる調査設計費及び工事費用について、その把握を担当部署に指示するとともに、事業展開するとした場合に備え、引き続き補助制度など有利な財政支援制度についても模索してまいりたいと考えます。戸別受信機につきましては、次の段階として年次計画による整備、あるいは危険区域からの設置につきましても検討してまいりたいと思います。

最後に、非常食の備蓄状況についてでございますが、アルファ米炊き出しセット600食分、保存用ビスコ1,760袋、カロリーメイト1,800箱となっております。全て防災センター備蓄倉庫に保管しておりますことをご報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（加藤 進君） ただいま町長からご回答いただきました。今の町長の回答は、町民にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、私はちょっと物足りないなと思います。でも、年次計画にのせていただくということであれば、一步前進したのかなと、評価をしなければならないというふうに思っております。ただ、非常食の備蓄状況も、これで

町民が避難されたときに全部に行き渡るのかなと、私はちょっと足りないのかなとは思うのですけれども、その辺もう少し増やして、予算もあるでしょうから、すぐには言いませんけれども、ここは口之永良部島と違って陸続きでございますので、食料の調達は容易にできるものというふうに思っておりますけれども、もうちょっと備蓄のほうを多くしていただきたいなというふうに思っております。

それで、関連で1つお聞きしたいのですけれども、先月の25日、渡島総合開発期成会の中で、御嶽山噴火を教訓に駒ヶ岳避難施設の整備などを新たに国に要望していくと決めましたと、2016年の予算編成の中で駒ヶ岳噴火対策としてシェルターなどの避難施設や山頂付近への防災無線整備を求めることを決めたのだというふうに新聞の記事では書いておりますけれども、防災無線整備というのは、これは登山者にとって朗報ではないかなと。今まで登山者が登山をした際に、例えば異常事態が発生した場合でも知り得ることはできなかったと、下にはパンザマストはありますけれども、果たして風の向きで頂上まで聞こえるのかなという疑念がありましたので、これはよいことだなと。ただ、シェルターがちょっと私ひっかかるので、今までの各火山の中でシェルターというのは、噴火の際降ってきた火山弾という岩石に対しての対応はするけれども、火砕流に対して対応ができていますのか、これは私ちょっと、一概にシェルターというふうに書いていますから、これはどのようなものかなと。私は、国のほうへ要望するのであれば、これは火砕流対策、十分対応できるようなシェルターをつくっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。これは、御嶽山でも一部火砕流の被害を受けて亡くなった方が大勢おられますので、駒ヶ岳も同様、小噴火といえども恐らく火砕流が発生するであろうと火山学者が言われておりました。その中で、シェルターをつくっていただければ、どうか火砕流に対応できるシェルターをつくっていただきたい、そのように国のほうへ要望をしていただきたいと思うのですが、町長のご意見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

まず、非常食についてでございますけれども、これは今現在非常食の備蓄は先ほど申し上げた分しか用意はされていないわけでございますが、これについて十分なのかどうか、それについては確認させていただければなど、そのように思います。また、恐らく長期間の保存に耐えるようにはなっておりますけれども、余り長期間置いておくわけにはいきませんので、その辺も含めて検討、調査させていただきたいと、そのように思います。

また、渡島総合開発期成会で今年度に初めて、駒ヶ岳噴火に対する身を守る要請行動ですか、そういったものが盛り込まれました。議員再質問にございましたように、防災無線、そういったものも頂上にいる方に届くようにという、そういった内容も盛り込まれておりますが、詳細については今少し文言の整理が必要でございます。これにつきまして、私のほうからも皆さんに、文言整理につきましては、ただの防災無線であれば電波の状況によって聞き取れない場合もございますので、民間の通信関係においてのきちんとした電波の受信状況、そういったものについても十分な機能になるように要望をお願いしたい、そう

いったことも私からお願いをさせていただきました。さらに、ただいま議員おっしゃいましたように、火砕流に対応したシェルターということで、これもやっぱり必要な事項かなと、そのように思います。今後文言の中に、今回の期成会に間に合うかどうか、ちょっと早めて確認したいと思いますけれども、充実をしていただくように取り組んでいきたいな、提言していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○3番（加藤 進君） これは回答は要りません。私の要望としてお聞き願いたいと思いますけれども、火山の……

○議長（野村 洋君） 加藤議員、最初から回答要らないという質問はちょっと。

○3番（加藤 進君） 済みません。申しわけないです。

火山の避難訓練、また津波の避難訓練については、今まで全然やっていなかったと言っても過言ではないと思いますけれども、これから机上の訓練ばかりではなく、行動を伴った訓練をやっていくような、町民に対して行動を起こすような訓練をやっていただきたいなと思っております。それを希望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○町長（梶谷恵造君） 私からもご答弁させていただきます。

議員おっしゃるように、今年は町といたしましても避難訓練を計画するというところで現在進んでおります。先般そういうことで、6合目で消防、警察、そして森町の対策担当課ということで、いろいろと確認作業をしまいいりました。そういった時点で避難訓練をすれば不足な部分、それから不備な部分がだんだんわかってまいります。町内会におきましても、それぞれ避難訓練をやったりしている、取り組んでいる町内会もございます。町といたしましても、そういった避難訓練をすることによって初めて町民の方々が気づいていただけることもありますので、恐らく最後には最大ボリューム、今の防災無線最大ボリュームで流したことはありません。最大ボリュームのときにきちんと聞き取れるのか、それから避難行動がとれるのかといった部分につきましても避難訓練に向けてちょっと取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 防災対策並びに非常食の備蓄についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

次に、地方創生について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

地方創生についてでございます。国を挙げて地方創生が大きく動き出しました。地方創生とは、人口減少社会にあって、単に出生数を増やす議論だけではなく、そこに住む人々が生活の質の向上を切実に要求する成熟した社会の実現であるとも言われております。その実現のためには、住民、産業界、行政、議会等、あらゆる立場の人々の協力が必要なことは言うまでもございません。以下伺います。

1点目、今までにない発想の大転換が求められております。国からの要求と町長の考えを伺います。

2点目、観光産業の振興は、地方創生の大きな柱と考えます。おもてなしの心の醸成は、どのように進められているのか。もう一点は、ごみの不法投棄が目立っております。この問題にどう取り組んでいかれる心づもりかと。

3点目でございますが、産地名と一体となった特色ある農産物や食品の名称を国が保護する地理的表示保護制度が6月1日よりスタートいたしました。森町の取り組みを伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

1点目ですが、平成26年11月28日に制定されましたまち・ひと・しごと創生法において、市町村は国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に努めることとされております。策定に当たりましては、産、学、官、金、労、言、女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力、参画により、総合戦略に盛り込む施策に数値目標を設定し、事業の効果を検証、改善することとされております。町といたしましては、今後有識者、経済関係者、産業関係者、地域住民、教育機関、金融機関、労働団体に構成された策定推進委員会の中で各分野からの幅広く忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいります。また、全ての課からも知恵を出してもらい、既成概念にとらわれず地方創生を実現し、人口減少問題の対応策となる事業を自由に提案させ、戦略に反映させてまいります。議員の皆様方にも策定や検証に積極的に関与していただき、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目ですが、当町にお越しいただく観光客の方々の満足度を高めるためには、お客様心理の理解や接客マナーの習得はもちろん、ただ単に観光資源を見せるのではなく、その歴史など深い知識を習得したい、新しい発見をしたいといったニーズに応えたサービスの提供が必要と考えております。昨年度から森観光協会が主体となり、観光業や飲食業に従事されている方々のほか、広く一般の町民の方々を対象とし、サービス向上とあわせ、当町の観光資源の基礎知識の習得を目的とした森町おもてなし研究会を開催し、第1部でおもてなし力向上講座、第2部では森町観光ガイド講座を開催しております。町といたしましては、引き続き町民の皆様に対し、おもてなしの意識の高揚が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみの不法投棄問題につきましては、対策として町内監視パトロールを初め、不法投棄防止看板の設置、また年2回のクリーン作戦や町広報への啓発記事掲載、さらに全町的な注意喚起を行うため、各町内会をお願いいたしまして不法投棄監視車の表示を自家用車に張りつけていただき、不法投棄防止に取り組んできております。また、道南の自治体を初め、渡島総合振興局、北海道開発建設部、警察などで構成する道南地域廃棄物不法処理対策戦略会議によるヘリコプター監視なども行っておりますが、なかなか防止できな

い現状にもどかしさも感じております。これまでも監視カメラの導入など検討いたしましたが、一定の効果はあるものの、高性能の監視カメラでなければ車両ナンバーなどが特定できない。また、設置するだけでは効果は期待できない。さらに、カメラの破損被害などもあり、維持管理は容易でないことなどが不法処理対策戦略会議の中でも報告されております。今後につきましては、これまで取り組んでまいりましたが、各町内会にもさらにご協力を願ひ、監視車による巡回と併用しながら、不法投棄の目立つ姫川、白川、濁川、砂原地区の農道、町内の観光名所などにつながる町道などの景観を損ねないよう、重点的なパトロールにより一層の監視強化に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目ですが、6月1日よりスタートいたしました地理的表示保護制度は、農林水産物や食品などの名称においてその名称から産地を特定できるとともに、品質など確立した特性が産地と結びついている名称を知的財産として保護する制度であります。対象となる産品は、穀物類や野菜類に始まり、畜産物類、魚介類、加工品類など42分類にわたっておりますが、おおむね25年以上継続して生産されてきたものに限定されております。また、生産者団体が商品の生産工程や生産方法、品質基準を厳格に定め、運用していることとあわせ、登録後の品質管理についても義務づけられております。当町において登録申請の可能性のある産品は、森のみやこカボチャであります。当制度への登録は、地域ブランド産品として差別化が図られ、価格に反映されることが期待できるほか、不正使用取り締まりによるブランド保護などがメリットとして考えられます。当制度は、生産者団体が登録申請を行うこととなるため、今後はカボチャ部会や新はこだて農業協同組合と協議していく事案として考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 詳しいご回答いただきましてありがとうございます。

私の思いと、ここに私の表現がもう少しわかりやすく書けばよかったのかなと今思いますが、ちょっと考えが違ふところもあるので、質問いたします。発想の大転換ということを書いたのですけれども、先ほど町長のご答弁からすると、有識者とか、それからいろんなそういった関係の方々にお集まりいただいて議論願うとかというお話もございました。最近とみに、地方創生が打ち出されてからテレビ等でも各地の紹介をやったり、ビッグなお話が出てきたりというようなことで非常に楽しみな部分もあるのですけれども、本気で発想の転換をするというときは今までにない形というのが私はやっぱり必要だと、こんなふうによく思っております。それをどうやって形にあらわすかというようなことは非常に難しいわけでございますけれども、ここら辺が今度の地方創生の鍵になるような、そんな感じが実はしてございます。こういう本があるので、地方創生に関しての本なのですけれども、どうしても森町として例えば発想すると思うのです。森町に来た方に対しては、例えば子供さんのいらっしゃる方は保育料を免除しますとか、あるいは給食費については補助しますとか、森町に対してという考え方が当然出てくるわけございま

すけれども、ここで訴えられていることは、一つの小さな拠点づくりをやってみてはどうかという提案なのです。

これ後で町長にお見せしたいと思いますけれども、明治大学の小田切徳美さんという教授の書かれた内容なのですけれども、この方が強調されておられるのは、要するにそういった制度的なものよりも、もっともっと人に対して目を向けてくださいというお話しされている内容でございます。その中の一つのやり方として小さな拠点づくりという話が実は出てまいります。ちょっと長くなって申しわけございませんが、町として何かをやりたいというのは当然の発想だとは思いますが、先ほど特色あるまちづくりの中で同僚議員が言っていましたように、例えば濁川の地域、あれだけの豊富な資源があるわけでございますけれども、あそこで何か特別なことができるのではないかという発想が1つございます。それから、駒ヶ岳近辺に来たら火山灰土壌でございますから、全国的に非常に少ない条件でございます。農業関係のお話ばかりで申しわけありませんが、そこでこれならできるというものを各地域、地域、ちっちゃな部落でできるのではないかという発想の連携が、連帯が一つの町の大きな地方創生につながっていくのではないかというような中身の提案をしていらっしゃいます。非常に重要なことだというふうに私は感じました。それで、先ほど町長が言われた有識者とか、あるいは担当課、あるいは議員とか交えてのいろんな議論というのも1つこれは重要なことだとは思いますが、また違った観点からこれはぜひやっていただきたいと、こんなふうに実は思っておりますので、そこら辺をもう一つご回答いただければなど、こんなふうに思います。

そして、2点目に挙げました観光産業云々、それからおもてなしの心、それからごみの不法投棄、これは先ほどのお話のように今まで対策をいろいろとっておられるわけでございますけれども、ところが一向にごみの不法投棄については減ってまいりません。今回私も4月に選挙がございました。当然ながら候補者全員があらゆる地域に出かけて行って、いろんなお話をして、また見聞きをしてくるわけでございますけれども、私は残念ながらごみの不法投棄についてはここまでかというような思いがしました。残念ながら、恐らく何年もそういった状況が続いているものだと思います。1つは、三袋の深い沢の部分でございました。ここになぜこんなにごみを投げるのかというほどのごみが投げてありました。恐らくそのままだと思いますので、担当のほうでいつか確認に行っていただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。それから、先ほど砂原地区の話をしましたけれども、砂原地区においてもそうございました。草木に埋もれてきているような状況がずっとこれは続いておるわけでございます。今さらながら驚いたような状況でございます。これを根絶やしにしていくということは非常に大変なことでございますけれども、人のモラルの問題だと私は思うのです。これを変えない限りは、監視カメラつけようが、パトロールのシール張ろうが、なかなか解決していかない問題だと思うのです。永遠の課題だと思いますけれども、これを何とか人の気持ちを変えてやれないものかと、こんなふうに思います。それで、この2点目を挙げてみました。

3番目の地理的保護制度につきましては、先ほどおっしゃられたような、現在森町の農産品ではそれぐらいしかないのかなと思いますので、これは今後のいろんな研究が必要だろうと思いますけれども、今申し上げましたように、1つは人をめぐる、人に焦点を当てていくという小さな拠点づくりの問題、ここに書いてありますのは、どうしても地方創生という話になると交付金をどうやってもらうかと、そのための下地づくりをどうするかということがまず頭に入ってくるので、担当課でそれをつくってくれという話にまず1つはなっていこうかと思うのです。この中の話です。そして、もう一つは、先ほど申しましたように移住してきた人に対してどれだけの恩典を上げますから、ぜひ私たちの町にお願いしたいという、こういう要はどこでも考えそうなことが競争として全国の自治体で行われてくると、こういう指摘なのです。そうすると、物の安売り合戦と同じで、最終的には競争で疲弊してしまうと、実際に移住してきた人たちに聞いてみると、その地域に住んでいる人の心がいいから、温かいからここに来ましたというような、アンケート結果はそうなのだそうです。社会的なこういう充実しているからというよりも、やはり人に目を向けられているというお話が載っております。全くそのとおりだと思います。

私の例で大変申しわけありませんが、四十数年前に北海道へ来たときに、現在地に行つて、やはり人の気持ち、温かさというのが一番敏感にきました。ここに住もうと、あんな山奥に思ったわけです。一つの例として我がことを出して申しわけありませんが、場所的に大変いろんな面があります。例えばここだったら町に遠いだとか、不便だとかみたいなことがあるかもしれませんが、私にとってはそういう人の温かさ、この地域ならぜひここに住まわせていただきたいという気持ちで私は住み込みました。そういう思いが今の人たちというか、最近でもやっぱりそうだ。そんなことを考えますと、今までの考え方から発想をやっぱり転換していかなければならぬだろうと、こんなふうには実は思うわけなのでございます。最初に町長がおっしゃった考え方というのかな、その答弁ですと私にはどうしてもひっかかるものがございまして、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○副町長（片野 滋君） 私からちょっと答弁させていただきたいと思います。

地方創生に関して、今議員からいろいろなお話がありました。私も全く同感でございます。それで、先ほど町長のほうの答弁からもこんなような答弁あったのですが、全ての課にも知恵を絞ってもらい、既成概念にとらわれずという答弁をさせていただきました。私全くこのとおりでございまして、何か国から交付金をいただいて事業を行うとなりますと、どうしても私たちは事務的にそれをどう活用して、どう実現するかということにとらわれがちになります。今回のいわゆる地方版総合戦略については、本当に自治体に問われるような、そういう見方をされる計画になろうと私も考えております。それで、既成概念にとらわれないような、本当に職員の皆様が、まず職員からのいろんな提案があると思いますけれども、そういう概念にとらわれない、本当に夢を語るような中から実現できるような具体的なもの、これを取り上げていきたいと、そのように考えております。皆さんからこ

の策定委員会の中でもいろいろなご意見をいただきながら、森町としての地の利を生かしたような、そのような計画ができればと考えてございます。そしてまた、先ほど前の質問の際に企画課長からも答弁ございましたが、今年度中に策定という予定でございますけれども、私は一日でも一カ月でも早く、この計画をまずつくり上げて、来年度28年度の予算に反映できるものは反映させたいと、そのように考えているところでございます。

それと、ごみの問題でございますけれども、本当にごみについては私も、議員の考えるとおおり、これを完全になくするということはまず不可能であろうと、物理的には不可能であろうと思っています。しかし、本当に今の人の考えの中に足りないというのは、当たり前のことのできる人間が少なくなってきた、私はそのように考えております。ごみを投げるなんてことは、当たり前の方が考えられる人間のとれる行動ではございません。ですから、まずいろいろな広報などを活用して、議員はモラルという言葉を使いましたけれども、本当に当たり前のことのできるような人間を育てていけるような、そういうまちづくりについてもこれから考えていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（宮本秀逸君） 非常に中身のある答弁いただきまして、ありがとうございます。全く私も同感でございます。

最後に、蛇足で大変申しわけございませんが、この中に、私は初めての言葉だったのでびっくりしたのですが、田舎のプロの公務員を目指しなさいというお話が出てきます。決して森町が都会化する必要もないと思いますし、東京をまねる必要も全くないと思います。今おっしゃったような、当たり前のことのできるようなと言われてきたけれども、森町において当たり前のことのできるような、そんな人の育成をやっていただきたいと、こんなふうに思います。これからは、恐らく教育委員会の制度もそうだと思いますし、それから農業委員会もそうだろうと思いますけれども、町長の考え次第でどういうふうにも、右にでも左にでも真っすぐにでも行けるような、そういうまちづくりが求められていると思いますので、最後にもう一回町長の意気込みを伺って終わりにしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 最後に私からお答えいたします。

本当に来年の3月、新幹線を迎える、そういう少し前では考えられない時代になってまいりました。また、地方創生についても、そのとおりでと思って私も考えております。これからの森町、将来にわたってここで本当にしっかりとした根を生やして町を守っていく、そういう人間を育てるために役場の職員にも力をいただいて、そして進めてまいりたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地方創生についてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、森町のロゴマーク、キャッチコピーについて、森町合併10周年記念事業について、森町所有の看板類の維持管理について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町のロゴマーク、キャッチコピーについてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、森町のロゴマーク、キャッチコピーについてということで質問させていただきます。平成17年4月1日に旧森町と旧砂原町が合併し、新森町が誕生してから27年4月1日をもって10周年を迎えることを記念して、これからの森町をイメージしたロゴマークとキャッチコピーを募集し、決定されました。そこで、お聞きしたいと思います。

まず、1つ目として、森町のロゴマーク作成にかかわる経費は幾らだったのか。

2つ目に、その作成の目的は何なのか。

3つ目に、決定過程と決定したのは誰がどういう形で決定しているか、その経過を説明していただきたい。

4つ目に、森町のロゴマークの使用承認の申請数が現在幾ら上がってきているか。

5つ目に、商用利用を禁止していますが、解禁の予定はいつなのか。

6つ目に、平成17年度に制定されています町章との使い分けの基準はどのようになっているのか。

そして、このロゴマークのこれからの利用促進の方策についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目ですが、ロゴマークの作成経費は、応募があった作品の中から最優秀賞10万円、優秀賞3万円を平成26年度に報償費として支出しております。

また、2点目ですが、合併10周年を記念し、これからの森町をイメージした親しみやすいロゴマークを作成することにより、町内外にPRすることを目的としております。

3点目ですが、森町観光協会、森町広報委員会、森青年会議所、森町図書館協議会、観光ボランティアの会、中学校美術教諭、森高等学校美術部からの9名の選考委員を推薦いただき、審査委員会を開催いたしました。審査委員会での選考結果を踏まえ、上位2位をそれぞれ最優秀賞、優秀賞とすることを町が決定しております。

4点目ですが、現時点で4件の申請があり、交通安全旗、郵便局記念切手、会社の案内用紙、個人の名刺等に使用されております。また、行政での使用については、職員の名刺、庁舎の玄関マット、チラシ、ポスターなど広く利用されております。

5点目ですが、商用利用については、類似登録があった場合に商標権の侵害による損害

賠償請求を避けるために現時点では受け付けておりませんが、9月には商標登録の手続が終了する見込みですので、整次第利用できるよう、速やかに周知したいと考えております。

6点目ですが、町章のデザインも森町の森という文字をイメージした大変すばらしいデザインであります。ただ、公的なイメージが強く、広く一般的に使用するのには少々敷居が高く感じられることもあろうかと思えます。一方、今回作成したロゴマークは、誰にでも親しみやすいデザインとなっているため、気軽に個人での利用や商用での統一イメージの醸成に役立つことができるものと考えております。

7点目ですが、町民の皆様や町内の企業に対し、森町をPRするための取り組みに広く活用していただくよう周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 答弁の内容は大体了解したのですが、やっていることのロゴマーク作成する経過とかその辺の問題なのですが、これ去年作成しているものですが、町長が今年の施政方針の中で触れている部分なのですが、広くいろんな町民からの意見を取り入れながら、町民参加型というか、町民と協働でいろいろ進めていきたいというようなことを言っているわけです。その中で、今回こういう形が先ほどの話を聞くと9名の審査委員でやられていると。今回のこのロゴマーク、キャッチコピーがどれだけ使われているのかが一番肝心なことだと私思うわけですが、今見て私が感じているところ、それが使われていないというのが現状なのかなというふうに思っています。

まず第1に、ここにいらっしゃる町幹部の皆さん方が名刺をつくっているはずですが、どの程度そのキャッチコピーとかロゴマークを使っているのかというのがまず知りたいのですが、この場で、私幾つかは知っているのですが、ほとんどいらっしゃらないのかなという印象を持っています。さらに、議会の議員のほうも使っていない。多分一人もいらっしゃらない。私自身今回隣町に行くときに名刺をつくらうとして、たまたま今回ロゴマークあるから使おうと思ってちょっと調べたら、実は全然そういうのがなかったわけです。だから、そのところのPRの仕方。今私が知っている限りでは、交通安全の旗、そして今役場庁舎の入り口に敷いた、さっき私も気づいたのですが、玄関マットにロゴマークが印刷されて、できたマットが敷いてありました。そういう形でやるのはいいのですが、どうもこのロゴマークの使用が町職員も含めて使われ方が少ない。何のためにつくったか、先ほど私聞いたら、先ほど町長答えましたけれども、これからの森町の10周年を迎えるに当たったイメージを向上させるためにというか、内外にPRするために使っていくためにつくっているわけですね。とすれば、全然話が違うのではないですかと思わざるを得ない。だから、今後の展開になろうかとは思いますが、どうもその辺が不足している。だから、その辺どう考えているのか、一番肝心なこと。だから、目的が何だと聞いたのは、どうも外から見ていると、このロゴマークとキャッチコピーをつくるのが目

的になってしまっている。そこがおかしいのではないかと私思うわけです。そうするとすれば、当然議会に対しても、今回選挙あつてかわったわけですから、その名刺の中に入れてもらえるように要請するとかというのがあつてしかるべきだったのではないかなと私思いますけれども、事務局に聞いたら何もそういうのはないという話を伺っています。

さらに、もう一つ、商用利用がだめだという話で、9月ごろには何とかしたいという話は何もありませんけれども、これも10周年に当たってのロゴマークつくっているわけですから、10周年の記念式典が7月11日にやられるのです。その時点で皆さん方に広く使ってもらっているのが当然だと私は思うのですけれども、そういうのが一切ないというのが現状だと思います。だから、どれだけPR不足かということを何度も指摘することになるのですが、それと商用利用の問題なのですが、これも先ほど封筒、はがきとか個人の名刺とか申請出しているのが4件あつたと、切手もありましたよね。その辺もある中で、ごく限られている。だから、こういうのを使ってくださいというようなPRも全然不足だったのではないかな、だから4件なのではないですかと思うのだけれども、さらにこういうロゴマークというのは、結局広く使ってもらおうといたら商品のパッケージの中に使ってもらおう、森の物産とか、そういうのが一番手取り早いはずなのです。それを最初から禁止しているわけですから、それはいかにPRをする気がないのかというふうにとらざるを得ない。

さらに、先ほど冒頭言いましたように、町長の施政方針の中で言いましたけれども、その部分からすると、9名の決定委員会とされたというけれども、もっと広く、特に使われるであろうと当然予想された企業関係の人、対外的な部分で最も商品を使う人たちの意見をもっと聞くべきだったのかなという気はします。

そして、この決定したのはいいのですが、個人的に言いますと、こういうこと言っているのかどうか分からないのですけれども、優秀賞で2つ選ばれましたよね、個人的に言うと2つ目のほうが気に入っているというか、という部分があるわけです。だから、広く意見を集めることによってそういう意見もあつたのかなと思って、だからその辺の決定過程がどうも不透明だというか、どういう形で人選をしてやっているかは、そこまでは先ほどの答弁では聞こえてきていないのですけれども、その辺も含めて、もう済んでしまったことにどうのこうの言うのもあれなのですけれども、先ほどの午前中の質問の中でありましたように、策定委員会ですか、総合戦略の策定委員会の委員の公募をかなり広くやるという形で言っていますけれども、その辺ももう少し考慮した形で、広く町民の意見を聞くのならもう少し考えてやったほうがいいのではないかなというふうに思うので、その辺いかがかということでも再質問としたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

かなり広い範囲のいろんなご意見を頂戴いたしましたけれども、これをせっかくつくったものを利用するに当たりまして、松田議員のご意見の中にもありましたように、商用に対して扱ってもらうのが非常に効果的かなと私も思っております。そういう点については、先ほどの5点目でお話しさせていただきましたように、今作成してから類似登録があつた

場合にはいろいろな損害賠償ですとか、似ているから使用差しとめということがいろいろと手続されてなされます。そういったことを避けるためには、今年の9月で一応商標登録の手続が終了する見込みですから、それ以降どんどんそういったものに、町内の商品に対しても、そしてまた私たち職員の名刺に対しても、またさらに議員の皆さん方に対しても自信を持って提案できる、そういう形が整うと、そのように思っております。

できる過程でいろいろ選考委員の問題ですとか、いろいろなご意見もございましたけれども、確かに広く広く委員さんをたくさん入れて、いろんな方の意見を取り入れていくのも1つでございますし、また今回は一応9名の選考委員の方に審査をしていただきましたが、応募に関しては非常に広く全国からの応募をいただいた中に最終的な2点が上ってきたということでございます。これについては、審査委員の方々の個人的な意見もあったり、それから2番目のほうがよかったなど、そういうふうな意見も中にはございましたけれども、最終的に民主主義の世の中で選考委員さんが決められたものですから、町としてはそれを評価して取り組んでいくのがいいことかなと、そのように思います。

時々皆さん方も目にする機会も多いかと思っておりますけれども、役場庁舎の裏玄関、表玄関のほうに床に玄関マットとしても敷いてございますし、また町広報にいろいろと記事を書ける際のメッセージボードの中にもこのマーク使われております。いろんなところで目に入れば、ほのぼのとしてなかなか森町らしいなど、私は大変気に入っているところでございます。これからもこの活用に対しては広く力を入れながら、最終的に9月の商標登録手続終了した場合には町内のたくさんの企業に活用していただくように努めてまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず、商標登録するのですが、9月以降やられていくということで、具体的に今のところ商用利用は除外されている中で、許可申請しなければならないですよ、それについても今後その都度出さなければならないのですかというふうに思うのですが、その辺どうなのでしょう。今9月以降の話だと商標登録通れば関係なくなるのかなと、町民であればどんどん使ってもいいのではないかなという気はするのですが、今のところは一応使用に関する要綱というのをつくっていますよね、それに基づいて町長の承認を受けなければならないというふうに書いているのだけれども、今後9月以降商標登録して、その必要がなくなるのではないかなと思いますけれども、その点まず聞きたいと思います。

それと、どうしてもロゴマークばかり今のところ話になっているのですが、キャッチコピー部門で「唯一の まちであなたを おもてなし」というのが今回最優秀賞でキャッチコピーとして選ばれているわけですが、これがどの程度、たまたま私がいただいた名刺の中にはこれも含めて書いていたのです。だから、そこからすると、マークだけで、どの程度これが使われているのかというと、どうもキャッチコピーの場合対外的な部分が強く、

今後マークはどんどん使われていく可能性があるのだと思います。この辺のキャッチコピーの使い方というのがいまいち思い浮かばない。その辺何か今後の展開で考えがあればお聞かせしていただきたいということと、もう一点、先ほど質問した中で、町章がもともとある、町のマークがありますけれども、今交通安全の旗は2種類ある形、去年つくられたものなのだろうけれども、今後併用していくのか、どうも迷うわけです。迷うというか、町の本来の町章と今回のロゴマークとの使い分けというか、先ほどちょっと説明していましたが、端的に言いますと、それだけちょっと確認したいのですが、交通安全旗に関してはどうしていくのですか。ロゴマークをこれからずっと使っていくのか、それとも併用でいくのか、その辺。せっかく10周年でつくっている記念マークですから、大方の人はこのマークというのは10周年を記念してつくっているというイメージを持っていて、今回限り、今年だけで使用ができなくなるというふうにイメージ持っている人が多いはずなのです。その辺再度確認したいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、使用の許可、9月以降の部分についてでございますけれども、これについてはあくまでも町の所有ということではきちんと申請は出していただくということ、これは必要であろうと、そのように思います。

また、キャッチコピーについてですけれども、「唯一の まちであなたを おもてなし」と、これも利用するにふさわしい場面と申しますか、利用したほうが良いというところと、それはやっぱりふさわしくない場合、ロゴマークだけのほうが良い場合、いろいろとパターンがあらうかと思えます。これ活用される方、それから活用される場面で大いに、これはいいなと、そういうふう感じたところでは使っていただくことが望ましいのでございますし、我々も北海道で唯一のまち、まちと呼べる町は森町しかございませんので、これはPRにも使える部分もございますので、そういった場面、何か臨機応変に使っていきなと、そのように思います。

また、交通安全旗等のもともとの町章を使われている、そういった旗もございましたけれども、利用される側の利用の仕方によってはもともとの形が良い場合はそれにすればいいし、それから新しいロゴマークそのものがこちらのほうが親しみやすいなと思えば、そのロゴマークを使われると、それは臨機応変に対応していけばいいのかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町のロゴマーク、キャッチコピーについてを終わります。

次に、森町合併10周年記念事業についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2問目に入らせていただきます。

森町合併10周年記念事業についてということで質問させていただきます。森町合併10周年記念事業として、各種記念事業などをまとめて実施主体である森町合併10周年記念事業実行委員会へ2,000万円助成されることになっています。そこで、質問させていただきます。

1つ目に、森町合併10周年記念事業の今のところの進捗状況、式典が7月11日に迫っていますけれども、内容についてお知らせしていただきたい。

2つ目に、実行委員会の組織構成、規則などの状況が一体どうなっているのか中身が見えない。代表者が誰であるのか全くわからない中で責任の所在がどうもはっきりしないのかなというふうな印象を持っていますので、その辺はお願いいたします。

それと、3つ目に、森町合併10周年記念事業の町民提案事業申請状況はどうなっているのか。

それと、4つ目に、10周年記念事業として外ヶ浜町との友好町調印式典などの日程を組まれていますけれども、具体的な10周年を記念しての友好町の事業は一体何を予定しているのか。

それと、5つ目に、遠州森町を含めた3町間の記念事業がもしあれば、伺いたいと思います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目ですが、これまでに3回の実行委員会を開催しております。第1回目は、実行委員会会則の制定、また実行委員会役員を選任、そして事業計画、収支計画の3点について審議しております。第2回目と3回目は、7月19日に開催予定の花火大会の内容について審議しております。

2点目ですが、森町合併10周年記念事業実行委員会会則を制定し、実行委員会の会員は森町、森商工会議所、砂原商工会、森青年会議所、森漁業協同組合、砂原漁業協同組合、新はこだて農業協同組合森基幹支店、森町建設協会の職員または推薦いただいた方で構成されております。

3点目ですが、町民の皆様から直接提案された事業の申請は現時点ではありませんが、我がまち振興事業に合併10周年記念事業として応募した2件の申請を受け付けております。

また、4点目ですが、外ヶ浜町との友好町協定の締結日時は、平成27年6月28日（日曜日）の午前10時半からホテル竜飛を会場とした記念式典の中で行うこととしております。また、友好町としての具体的な事業については、現在のところ予定はされておられません。

5点目ですが、静岡県森町を含めた3町間の記念事業の開催につきましては、先ほど説明しましたように外ヶ浜町との協定締結がこれからであることから、友好関係が整った段

階で判断すべきであると考えております。記念事業の有無につきましても、3町において必要とあれば協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 予想していたとおりなのかなという気はするのですが、記念事業が7月11日に迫っていますよね。今ホームページの中で、ホームページも含めてそうなのでしょうが、森町広報に載っけても同じだと思うのですが、今記念事業としてはっきりなっているのは11日の記念式典と7月19日の合併記念特別事業、これは花火大会ということですよ。それと、8月、9月の予定なんていうのは、これ見ていると森町フォトモザイクアート募集もこの実行委員会ですとといった形になっています。それはまずいいとして、中身全くわからないのですが、合併記念事業、7月19日に花火大会をやるという話は耳にしています。だけれども、町民の人が花火大会やるってどれだけ知っているのですか。問題はそこなのです。話が来て、式典が11日と、もう1カ月切っているのです。1カ月しかない。花火大会にしてももう日にちがない中で、中身も全然決まっていない。そして、今の話聞くと3回の実行委員会しか開かれていないですよ。その中で何が決まっているのですか、何も決まっていないから開かれないということなのですか。今のこの時期になって何も決まっていない。ただやるということだけ決まっているだけの話はないのではないかなという気がするのです。それも町のお金を2,000万つぎ込むわけです。それはひどいなと私自身思っていますし、だから私さっき聞いたのですが、この実行委員会の委員長って誰なのですかというふうに思わざるを得ないのです。全然聞こえてこない。町民もわからない。ホームページ自体も決まったらお知らせしますと書いているだけです。中身について一切触れられていない。何時からどこでやるのかもわからないです。花火大会自体も書いていないわけですから。今の時点です。本当間に合うのですか。そこら辺が一番危惧しているところなのです。その辺どういうふうに考えているのか、今の時期になって。まず1点です。

それと、規則も何かあるみたいな話をしているのですが、その中身がどういうふうになっているかちょっとわからないですけれども、その中である中でやっているのでしょうか、早急に実行委員会を開いて決めて。決まったからお知らせしないのか、よくわからないですよ、この辺の事業の中身が。それはどう思っているか聞きたいということと、町民事業申請数はないという話言っていますよね、これについては5月29日で締め切っていますよね。ないということは、これで終わったのか、それとも再募集かけるのですか、町民提案型事業の募集を。当然この部分の予算とっているはずで、その辺どうするのかを聞きたいと思います。

それと、外ヶ浜との友好町関係の話ですけれども、6月28日、竜飛のほうで式典をやって、そのとき正式に調印式をやるという話になっているのですが、これについても我々いろんな議員仲間と話ししていて中身が全然見えてこない。さらに、28日だというのは最近

聞いている話で、どうも合併の記念事業にしても役場だけで進めているだけなのではないかなという気がしてならないのです。町民にも、28日やるってどれだけ知っているかどうかというのはわからないですけども、ほとんど知らせていない。前に私自身も一般質問していますけれども、10周年を記念してこれからのビジョンとか、反省も含めてどういう方向に持っていくか考える気がないと言っているのです。とすれば、本当にそれでいいのかと改めて思わざるを得ない。10年前に行われた合併自体が行政だけの合併で終わっているのではないですか、それがずっと継続している感じがしてならないのです。だから、外ヶ浜町の友好町の話でも一般質問しています。私はそのときにも言っているのですが、町民がどれだけそれを理解しているのかが問題ではないかと私は言っています。友好町調印すること自体に反対する気はありませんけれども、問題は町民同士の交流をどう進めていくのかというのが全くない中で今の友好町をやろうとしているのです。耳にするところによりますと、民間の団体ありますよね、ちょっと今出てこないけれども、旧砂原町で会がありますよね……

(「権四郎」の声あり)

○14番(松田兼宗君) 権四郎会、そちらのほうとも全然連携がとれていないという話聞いています。その式典にも呼ばれてもいないし、声もかかっていないという話を聞いています。ということは、全くそういうのがない。だから、今行われている友好町というのは役場同士だけなのでしょう。そうだとしか思えない。だから、具体的に今後どういう事業を展開するか、何も出てきていないわけですよ、計画も何もないと言っているわけですから。ますますそう思わざるを得ないわけです。役場だけでやるのだから、町民は関係ないとはっきり言ったほうがいいのではないですかと思うわけです。その辺含めて再質問いたします。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長(梶谷恵造君) 松田議員の再質問にお答えいたします。

まず、合併10周年記念事業の実行委員会の実行委員長は、森青年会議所の理事長に担っていただいております。その中で、先ほどもご説明いたしましたけれども、3回目までのいろいろな打ち合わせの中で詳細が徐々に煮詰まっております。間もなくポスター等によって、その決められたこと、それから花火大会だけではなくていろいろな内容が皆さん方にお示しされることと思います。これにつきましては、19日の花火大会までには十分な期間がございますので、ご安心いただきたいと思います。

それから、合併10周年記念事業に向けた提案事業でございますけれども、日にちとして

は5月29日に一応期限を切っておりますけれども、今後もしろいろな合併10周年に関連したものがあれば受け付けて、いろいろうな対応をしてまいりたい、そのように思っております。継続してまいります。

そして、最後に外ヶ浜町との友好町締結でございますけれども、来年の3月、新幹線いよいよ函館に乗り入れます。北海道とつながります。そういった関係からも、青函の交流というのは非常に今後の森町の経済を考えても重要な部分だと思います。そして、昔からいろいろうな友好的な交流が砂原地域ではもちろん交流されておりますし、今現在も行ったり来たり、大変深いつながりを持ってつき合っているわけでございますが、森町の鞆馬大会におきましても青森のほうから、外ヶ浜から馬が来て、これに協賛していただいている。いろいろうな交流があります。ただ、松田議員のもとにはそういったものが聞こえていないのかなと思いますけれども、ぜひいろいろうなイベントにお顔を出されれば、その辺の深いつながりというのはわかっていくと、そのように思います。いずれにしましても、いろいろうな交流する事業につきましても、まずは前提となるものは、きちんとした契約ではないのですが、友好町の締結が前提かなと、そのように思いますので、締結されてから森町と外ヶ浜、そしてさらに今まで長い間おつき合いをしております遠州森町、この3町の交流と文化を深めるための取り組み、これから深めて、さらにお互いにいい町として発展していくように取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 失礼かもしれないのですが、笑わざるを得ない部分なのですが、本当に19日までにそんなに時間あると思っておりますか、真面目に。町民何にも知らないのですよ、花火大会はほとんど。どの程度知っているかは知らないのですが、本来であればもっと前に、森でいうと大きいイベントは桜まつりなのだと思いますが、桜まつりいつから動いていますか。一月やそのぐらい前に決まって、それからポスターつくって、回して、そんなのではないのではないの。10周年記念のイベントですよ、あり得ない。どっちにしても、予算も2,000万つけていますし、その中でどういう形で使われるかはわかりませんが、この結果に関しては来年の9月に決算委員会もありますし、いろいろうな形でまた出てこようとは思いますが、それはそれでそのときにやればいいのかという気はしますけれども、今回あえてこの中で全く見えていないところでやるということの意味を十分理解していただきたいところなのです。こんな形で、だらしがないといったらありはしないというふうに私は思います。そういうふうに思っていますので、再度その辺本当に間に合うのですか、確認したいということと、先ほどの町民提案申請数がゼロなのだけでも、10周年っていつまで10周年なのですか、少なくとも年内でしょう。それなのにもかかわらず、これからまだ期間を延ばして、いつまで期間を延ばすつもりでいるのですか、来年もまた10周年だという形で事業組むのですか。そういう話にはならないではないか。これも集まらないというのはPRが足りないのか、それとも町民の中からそうい

うのに興味がある人がいないのかどうかかわからないですけれども、もう少し対応する仕方があるのではないかなと思わざるを得ないのです。確認したいのは、来年もやるのという話、いつまで募集期間延ばすのですかということのを再質問したいのと、それと友好町の話ですけれども、これも長い目で見るとそうなのですから、具体的に10周年という大きい節目で友好町の締結をするわけですから、年内に事業をこういうことも含めてやりますよとかという話があつて当然なのです。これからの話なんかではない。10年という節目のイベントなのですから、あとこれを機会に何が、来年でもできるのでしょうかけれども、少なくとも交流事業は10周年の友好締結を記念しての事業というのがあつてしかるべき、それがないということで本当に今後友好町としてやっていけるのですかという問題なのです。その辺どうなのかと聞きたいのと、遠州森町、3町を含めた話も最初の質問ですけれども、実際にはないという話は言っているのですけれども、その橋渡しをするのはこの森町ですよ、北海道森町なのです。森町が音頭取りをやって初めて3町ができるのです。だから、今の状態見ると本当に音頭とっていけるとは思えない。ただ声かけて、なあなあでこういうふうにして、去年の花見のときに、5月11日でしたか、3町の町長が初めて会ったというだけの話ですよ。その段取りを組んだのも森町ですよ、そこから先が何もない中で、機会的には今回10周年を記念した中で何かをやるのが最も正常なやり方というか、できる時、タイミングなのです。来年の新幹線の問題もありますけれども、それにあわせても何かできるかもしれない。そういうことも含めて考えていかなければならないと思うのだけれども、その辺含めて再々質問にしたいというふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、合併10周年の記念事業についてでございますけれども、内容につきましても全て私報告は受けてございませんが、作業をしておる職員等から確認しましたところ、十分間に合う時間でございます。これは、ご心配いただくのは大変ありがたいことだと思いますけれども、もう少々お待ちいただき、そして実際に取り組んでいることをまずお知り合いの方にお知らせいただきたいなど、そのように思っております。

そしてまた、外ヶ浜との友好町締結でございますけれども、10周年だから締結するわけではございません。記念事業ではないのです。これから、お互いに落ちついて、合併10周年をくぐり抜けてお互いに安定した時期に入ってきた。でもって、ここでまた友好のきずなを深めていこうと、これから始まる事業です。1回こっきりではないのです。ですから、まずは締結が先にきちんとされた中で、恐らくこういうことは当初予算から組むのが当たり前だと私思っておりますので、次年度以降いろいろな形のおつき合い、それから交流等があると思いますが、その点を皆さん方にもご理解いただきたいなど、そのように思っております。もちろん、お話の中にもございましたように遠州森町と外ヶ浜町のつなぎ役も北海道森町が担うわけでございますけれども、昨年5月11日にもおいでいただいたときには、非常に両町の町長、議長さん方も満足してお帰りになられました。これからいろんな、もっともっと広くつき合いを深める中でお互いの町に有益なそういった事業、それか

ら経済交流が生まれることを望みながら、これからいろんな事業に取り組んでいきたいと、そのように思っております。

それと、町民提案型の事業の申請でございますけれども、夏場が一番ふさわしい、それからやりやすいという考えもあるのですが、冬期間に対しての取り組みもあるということを考えれば、年度内受け付けということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町合併10周年記念事業についてを終わります。

次に、森町所有の看板類の維持管理についてを行います。

（「短くやればすぐ終わるぞ、短目に」の声あり）

○14番（松田兼宗君） 短くやらせていただきます。

3つ目に入ります。森町所有の看板類の維持管理についてということで質問させていただきます。札幌市中央区で2月に発生した看板の落下事故を受けて、緊急調査の結果、道内では報告のあった2,671棟のうち148棟でぐらつきやボルトの腐食など、補修の必要があることが判明しています。経年の劣化による腐食で落下などの危険な看板が多数各地で放置されていると指摘されています。また、多くの人々が最近の天候で強風の日が多いと感じており、とりわけこの森町において4月26日に長時間にわたり強風が続きました。その突風による看板類などの落下により人に当たる危険もありますので、そこで何点か質問させていただきます。

まず、1つ目に、ちょうど町議会議員の投票の日ですけれども、4月26日の強風の被害状況はどうであったのか。

さらに、2つ目に、町が管理している看板類の維持管理の方法はについてお知らせください。

それと、3つ目に、関係各課ごとの管理している看板類の数量を把握しているのかどうか。

4つ目に、今後危険な看板類の調査の予定はあるのか。

行政ばかりではなくて、民間が多数設置していますので、その辺の設置者への指導をどうしていくのかという問題についてお聞きしたいというふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目の4月26日の強風による被害については、道路の倒木2カ所、公園内の倒木5カ所、屋根の剥がれが2件ございました。看板類については、国道5号にある国保病院の看板に被害がありましたが、修繕済みであります。

2点目、3点目、4点目につきましては、維持管理に関係するご質問なので、一括答弁とさせていただきます。町が管理している看板類につきましては、役場庁舎周辺や町所有の各施設に付随する看板のほか、啓発活動や案内板等、大小さまざまな種類が町内に設置されております。維持管理につきましては、所管する部局等において行っておりますが、経年劣化や悪天候、強風などにより落下や飛ばされる危険性のある看板につきましては都

度現場確認を行い、その必要性を考慮し、新設、修繕及び撤去の判断を行ってきております。議員ご指摘のとおり、特に経年劣化により腐食した看板につきましては注意が必要でありますので、所管部局には安全性を最大限考慮し、今後も対応するよう指導してまいります。

5点目ですが、通常は3年ごとの継続申請において点検結果の報告を義務づけております。2月に発生しました看板の落下事故後、北海道からの要請を受けて、本町においては全出願者53者に対して3月2日付で注意喚起の通知を実施いたしました。そのうち、設置後10年以上経過している物件の出願者に対して緊急点検の実施を依頼した結果、安全上の支障となるものはなかったと報告を受けております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 皆さん感じているかと思うのですが、風の強い日がすごく多いというふうに印象を持っている。私自身多くの方が持っているのかなとは思っているのですが、天候が、集中豪雨もそうなのですが、地球全体が天気がおかしくなっている状況の中で想定外の事態が起こることが増えているのだと思うのです。とすれば、想定外だったという話ではなくて、自分たちで管理している部分に関しては、私自身もそうなのですが、看板類というのは多くの方が設置している中で、それを管理していくことを注意喚起していくことが、個々の責任ではあるのでしょうかけれども、町の所有、管理している部分では当然町の責任、民間に関しては民間に当然あるのですけれども、それを注意喚起していく方法が、先ほどの答弁で言っているように道の管轄になるのはわかっているのですが、その辺町の財産、事故とかで何か不幸があった場合どうしてもその部分というのは個々の負担も増えてくるわけですから、何らかの形で町がその部分に関与せざるを得ないのかなと私思うのですが、その辺いかがかということ。

それと、各課ごとに非常にばらばらな中で看板があるのですが、私今回この一般質問をするきっかけになったというのは、6月26日、これは看板ではないのですが、カーブミラーの落下があったわけです。落下していて、同じ町内の人が落ちていたからと。腐食で落ちていて、あの鏡が落ちるとは思いもしなかったわけです。その中で、各課ごと、先ほどの答弁では個々の各課ごとに管理している看板については幾つあるかは把握していないようですが、その辺をしていく必要があるのではないかと。看板類という言い方していただきますけれども、先ほど例に挙げたカーブミラーなんかは数ははっきりしているわけです。その点検も含めて、そういうものも含めて、町が管理している造形物というか、も含めて、看板類というわけではなくてそういうことも少し気をつけていかなければならないと思うのですが、その辺今後の対応として、この場でどうのこうのというふうにはならないでしょうかけれども、答えとしては当然考えていくというふうにはなるのでしょうかけれども、その辺いかがかということで再質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

近年の異常気象と申しますか、竜巻、突風、またゲリラ豪雨等、非常に地域の環境に影響するような天候は私も非常に心配をしております。もちろん風による看板の落下や、また腐食により事故が起きたりだとか、そういうものは今後もやっぱり町として気をつけていかなければならないと、そのように思っております。点検につきましては、カーブミラー、それから地域のいろんなことにつきまして、役場としても当然担当課、看板については管理している担当課が責任を負うわけでございますけれども、それ以外の違う課の間であっても、もちろん我々も通行する際にいろんなところを気をつけながら見て、気がついた部分においては担当課のほうに連絡を入れたり、それから確認をしていただいたり、そういうふうな形で進めてございます。今後町内会等も含めまして、人が通らない、そういった場所の構築物についてもこれは気配りが必要だろうなど、そういうふうに思います。先ほどからの答弁の中でもありますように、廃棄物の取り締まりなんかでもそうです。そういった時点でも、できれば今回いろんなご指摘、ご提案をいただいている部分についても責任者、担当課がそれぞれの部署にいろいろと伝えていただいて、そういったところについてもできれば目配りをしていただくように取り組んでいきたいなど、そのように思います。まず、町としてもそういった取り組みでいきたいなと思いますので、町全体についてでももしかしたら広報でもお願いをするかもしれません。そういったときに、できればご理解をいただきながら、ご協力もいただければと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町所有の看板類の維持管理についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の現況と今後の計画について、医療保険制度改革法に基づく今年度からの保険者支援金の活用について、非核平和の町宣言をしている町として戦後70年を迎えるに当たって、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の現況と今後の計画についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） 初めての一般質問させていただきます。なれないので、いろいろ不手際もあるかと思っておりますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

まず、1点目なのですが、公営住宅の長寿命化計画に基づいて森町の公営住宅の現況とこれからの今後の計画についてということで町長にご質問いたします。町長は、今年度の町政執行方針で、公営住宅等長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用しな

がら、今後も国の交付金や補助事業を活用しながら計画的な修繕、改修を実施し、長寿命化に努める旨を述べられました。以下、公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅の現状と今後の計画についてお尋ねいたします。4点ございます。

1点目、5年ごとに見直しを行うとしているこの長寿命化計画なのですが、今年がその5年目に当たります。それで、見直しをするのかどうか、するとしたらその具体的な内容を、ご検討されている内容を聞かせていただきたいということが1点目です。

2点目、この長寿命化計画の中に修繕種別方針というのがあるのですが、そこに3点述べられています。入退去修繕、そして計画修繕、経常修繕となっていますが、そのうちの1点目、入退去修繕と3番目の経常修繕の昨年度の状況をお聞かせください。

3点目です。政策的な空き家指定となっている住宅なのですが、新規の募集は行わないとしていますが、その空き家になった住宅の管理、維持、それがどのようになされているのかお聞かせください。

最後、4点目ですが、上台の公営住宅、これは長寿命化計画では政策空き家指定となっています。ところが、空き家になっているところも含めてですが、全戸の物置が改修されています。その経緯をお聞かせください。

この4点、よろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） 檀上議員の質問にお答えします。

1点目の森町公営住宅等長寿命化計画の見直しにつきましては、平成25年度及び26年度に一部見直しをしております。内容は、長寿命化の対象であるみどりヶ丘団地の事業メニューの変更であり、雁木、屋根及びエレベーターの改修を追加いたしました。今後につきましても、変更のある都度見直しを行いながら本計画を進めてまいりたいと思います。

2点目の修繕につきましては、昨年度入退去修繕が37件で254万4,619円、経常修繕は156件で551万1,136円でした。

3点目の政策空き家とした住宅の維持管理につきましては、新規募集は行わないことから退去時の修繕は行いませんが、団地内には既存の入居者がおりますので、通常の経常修繕で対応しております。

4点目の上台団地の物置改修につきましては、政策空き家として平成23年に森町公営住宅等長寿命化計画において指定されました。物置の改修につきましては平成15年から平成18年にかけて実施されており、改修当時においても50年近く経過していたことから、改修したものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） まず、1点目のことなのですが、今のご答弁だと特に今年度については見直しはされないというふうなことでもいいのかどうかということです。それとかかわりまして、個別改善に入っている鳥崎とか、特に鳥崎です。そういうところが募集がかかっていないのです。だから、そういうようなところからも、個別改善にはなっている

けれども、それから外されるのかなというような思いもあって、そういうような部分も含めての抜本的な見直しが必要なのではないか、実際に町が今やっていることとその計画との乖離というか、それを感じるものですから、そのあたりも含めて見直しの内容についてぜひお聞かせ願えればというふうにして思いました。

2点目なのですが、特に入退去修繕の部分なのですが、ニューアカシア団地なんかは、これもやはり募集がかかっていない状況があるというお話を伺って、実際に私も見てきたのですが、そういう状況があるわけです。ですから、そういうようなところが入退去に伴う改修という形で取り上げられないというのがちょっと腑に落ちなかったもので、そのあたりの経緯もあわせてお願いしたいと思います。

それと、経常修繕の部分にかかわって、156件というのと予算の使われた金額が出されたのですが、それは私も今予算というか、決算状況のあれをちょっと持ってきていないのですが、それが予算とのかかわりで、使用限度というか、それとのかかわりをちょっとお聞かせ願えればと思いました。

それと、3点目なのですが、私が聞いたのは空き家になっている状況の住宅をどうするかということなのです。今言われたように、経常修繕にかかわっているというのは当然だと思えるのですけれども、もう出られてしまって空き家になった状況のところをどう維持管理されているのか。だから、全部が空き家になっていないで、一部が入っているけれども、そのお隣とか2つ隣が空き家だとかという状況になった、そういうところの管理をどうしているのかということでお聞きしたいということでしたので、ちょっと答弁の内容が違ったかなと思いますので、再度その部分について聞かせていただきたいと思います。

それと、4番目の部分について、長寿命化計画の前の状況だというのがわかりましたので、それはいいのですが、ほかの物置と比べて上台の物置というのが非常に立派なのです。特に私は、ニューアカシア団地の物置の老朽化というか、また住民の改修の要求も強いのですが、そういうような状況があるのですが、今の段階で上台の物置はそれに比べたら、10年ぐらい前の話ではあるのですが、結構立派なのが空き状態で使われないで存続しているという状況が現在進行していますよね、ですからその部分がどうも一般市民の視点からすると何かすごく無駄遣いをしているような感じがあるのです。ですから、そのあたりの長寿命化計画以前のあれだということで、経緯はそういうことで了解はするのですが、その物置の活用というか、それについて何か考えがあるのかどうかご質問させていただきます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

非常に範囲が広がったものですから、ちょっとお時間をいただきました。ただ、公営住宅等長寿命化計画の見直しについてですが、まず今年度はこの見直しについてはしない予定でございます。また、いろいろと各地域に点在する公営住宅についての修繕に対するご意見等もあったように思いました。その中で、1棟4件とか、そういう長屋の中に1件だけが住まいされている。ほかのところに対する修繕については、窓ガラスが割れたりですとか、外側が壊れて住まれている方に対しても影響が出るような場合には、これは対処していかなければならないと思っております。これについては、当然経常修繕において対応できる、そのように思っておりますし、補正を組ませていただきながらその都度対応してまいりたいと、そのように思っております。まれに急ぐ場合には、先にちょっと修繕をさせていただいて、後ほど議会のご理解をいただく場合もあろうかと思っておりますので、その点ご理解いただきたいなと思っております。

そしてまた、上台の物置の件です。住んでいないところの物置が非常に新しい状態であると、できれば活用したいところなのですが、基礎の中に入れておまして、ほかに移すということはちょっと不可能でございます。そういった観点から、何がしか利用できるものがあれば、その場所のままで利用が可能な場合には利活用していきたいと、そのように思います。そしてまた、ほかのところの物置が古い、そういった苦情もひよっとしたら出ているのかなとも思いますが、余りひどい場合には担当課のほうでもいろいろと対応しながら、最終的には使用に耐えられないものについては改善の方向に向けて検討してまいりたい、そのように思っております。

全体としてこれで大体再質問に対するお答えになって、取りこぼしが……

（「お金の経常修繕の部分がほぼ満度に使われた金額なのかどうか」の
声あり）

○町長（梶谷恵造君） 経常修繕の先ほどの2点目の156件の551万1,136円、これについては実際にかかった費用でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 個別修繕の部分での入退去にかかわる部分なのですが、希望者がなかなかいないというお話も担当課のところに行ったときには聞かされたのですが、その主な理由というか、私自身が聞かされた部分については、鳥崎にしてもニューアカシア団地にしてもお風呂場は自分で設置しなければならないということが非常に大きなネックになっているというお話があったのです。実際に、ニューアカシア団地の一部なのですが、前に退去された方のバスタブがぼんと、さっきのごみではないですけれども、投棄されている状況も実際にあるのです。ですから、鳥崎とニューアカシア団地の入居者という部分については、お風呂場の問題が非常に大きいかなというふうには思っているところで、ただ、ほかのところとのつり合いの中で、その部分だけ新しく浴室をつくってあげ

るということは難しいということも担当課の方からお話は聞かされているのですけれども、住宅をフルに活用するという観点からすれば、長寿命化計画の見直しの中でもこういった問題も検討課題にはなるのかなというふうには思っているところですので、ぜひそのあたりも検討していただければというふうには思っています。

それと、経常修繕の部分なのですが、要望があった中で予算というか、決算の状況だというお話だったのですが、実際に私もこの問題に取り組むに当たって、可能な限り住宅のほうに足を向けて直接お話を聞かせていただくようにしてきたのですか、その中で皆さん全員とは言いませんが、ほとんど7割方のお話では役場のほうに修繕を頼んでも予算がないと、それとほかに、古いところですから、経常修繕にかかわる部分ですので、新しいところに移られたらどうですかというお話がされるということなのです。ですから、今予算の枠の中で手いっぱいだったのかどうかということもお聞きしたかったのですが、そういうような声が率直に出されていました。実際に見てみると、それぞれの住宅によっては状況が違います。窓枠がかなりがたぴしというか、たてつけが悪かったりとか、玄関ドアがかなりふわふわになっているとか、先ほども言ったようにニューアカシア団地なんかはスチール製の物置ですから、木造のポプラやアカシア団地のほうが古いはずなのですが、木造のほうがそれなりにもっているのです。ところが、スチール製のニューアカシア団地の物置を見ますと、下の部分はかなり腐食していますし、土台もつぶれてというか、斜めになっていたりとか、雨漏りがひどかったりとかというような状況なのです。それで、私も現職の時代は教員住宅でずっと生活していたのですが、一応予算の時期にはそれぞれの住宅の要求というのを聞いてもらえたのです。そして、それが全部満度には予算化はされないのですけれども、実際に住まわれている方々の声というか、それを事前にとって予算の中に計上するというような取り組みは考えられないものかどうなのかということ。

それと、もう一点なのですが、空き家の問題で先ほどガラス戸が割れていたりとかというお話があったのですが、私もこの間見てきた中で2カ所、実際にガラス戸が割れているところがあったのです。それと、もう一つすごく気になるのは、草木が物すごく繁茂して、この時期ですからなおさらなのですが、本当にうっそうとした状況になっていて、防犯の問題だとか火災の問題も含めて近隣に住まわれている方々は不安を抱いているのです。実際にそこに住まわれている方々は、自分のお庭はきれいにしていたりとか、道路のでこぼこなんか自分なりに工夫して埋め立てしたりとかという工夫はされているのですけれども、今言ったように空き家になったところまではなかなか大変だという。しかも、高齢化が進んでいますから、自分のところだけでも手いっぱいというような状況がありますので、こちらでも年に何回かでも巡視して、そしてそういう傷んだところについてはきちんと修繕するとか、または草木の部分についてはきちんと処理するとかというような対策をぜひとれるようにならないのかなという思いがしますので、そのあたりについて再質問させていただきます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の再々質問にお答えいたします。

公営住宅につきまして、一応町内2カ所に大きな団地形成をしてきた経緯がございます。今現在その団地の中の居室も徐々に空き家が多くなっている、そういう状況と、それからもともとあった地域の公営住宅が耐用年数がたって非常に古くなってきている。そういったバランスから、願わくは、できれば古いところにお金をかけずに新しいところに移っていただくと幸いでございますし、町といたしましても古いところの入居者の方々にはできればそういうお願いはしてきております。しかし、これは強制するわけにはいきません。住まわれているところにつきましては、先ほどからの答弁と重複いたしますけれども、本当に生活に支障が出る場合には修繕として取り組ませていただいております。

入居されている方の声を修繕に対する予算に反映していただきたい。それが可能かどうかということなのですが、中身について対応可能なものは経常修繕としてこれまでも対応してきてございます。それ以上の本当に大がかりに直していただきたいという部分についてはなかなか聞けない部分があるわけですが、常に何がしか要望があった場合に担当課のほうでいろいろとくみ上げていると、そのように私も思っておりますし、今後何か本当に困っている部分、声、そういったものがあればくみ上げて、それについて検討していきたいなど、そのように思っております。

そしてまた、今年のように雨が降ったり、またちょっと天気が続くと春の草というのは大変成長が早く、今うちの担当課のほうでも町内あちらこちらの草刈りに対して取り組んでいるところでございますが、高齢の方々が住まわれている住宅に対しましてもある程度配慮しながら年に一、二回は草刈りに赴くような形、通路の部分というのは恐らくうちのほうでやってあげなければ、1棟4戸に1件しか入られていないところというのはなかなか大変なのかなと、そのように思いますので、今までどおり、今までも取り組んでまいりましたが、これからもそういった声には協力していきたいなど、そのように思います。ただ、時期として今すぐ来ていただきたい、そういった部分については、町としてもいろいろと全体の計画がありますので、この辺は何とご理解いただきたいなど、そのように思うところでございます。

大体の答弁についてお答え申し上げたつもりでおりますけれども、今後につきましても、できたら古いところは根本的に物置も含めて本当に大がかりに手をかけなければならないようであれば、逆に今あいている新しいところへの移転というのもお考えいただけるように、住まわれている方々といろんなお話をしていきながら進めていきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の現況と今後の計画についてを終わります。

次に、医療保険制度改革法に基づく今年度からの保険者支援金の活用についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） では、2点目、よろしくお願いいたします。

医療保険制度改革案が内容的には3年後、2018年度に国保を市町村から都道府県へ移管するという内容、そして入院の食費などの患者負担増、そして混合診療へ道を開くなど、保険料や保険税の値上げや国民の安心、安全な医療制度を壊すことになりかねないような内容でしたが、先日の5月27日に国会で通っております。その内容について、骨子についてはもう既に1月から出されておりましたし、2018年度の今言った都道府県への保険の移管という、そのための土台づくり、準備期間としてなのですけれども、今年度から低所得者対策強化のための保険者支援として1,700億円の支援金が国から追加配分されるということになっております。国保税の引き下げというのは、低所得者対策として最も直接的で効果的な方策ではないかというふうにして考えています。そういうような観点から、2点にわたってご質問させていただきます。

1点目なのですが、今年度、先ほど言いましたように1,700億円の追加配分があるということなのですが、それにかかわって森町に見込まれる金額、そして引き下げに使うとすれば1人当たりどの程度効果があるものなのか、試算していればぜひお聞かせください。

2点目なのですが、低所得者支援として、今回の予算配分、これを森町の国保税の引き下げとして活用する考えがないのかどうか。

この2点についてお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

議員ご質問のように、医療保険制度改革各法の関連法が5月27日に成立いたしました。国民健康保険制度は、農林水産業及び自営業の方を中心に、他の医療保険に属さない人全てを被保険者としていることから、長引く景気低迷により保険税収入は伸び悩み、また加入者の高齢化などから医療費が膨らんでいることから、財政基盤が弱く、多くの保険者は赤字となっております。今回の医療保険制度改革法は、将来にわたり国民皆保険を持続可能な制度にする目的として、国の国民健康保険財政に対する責任を高め、保険者支援制度の拡充を実施し、収支の改善をしております。

ご質問中の保険者支援分の1,700億円についてでございますが、保険基盤安定負担金は現在7割、5割軽減を行った世帯に属する一般被保険者に一定割合を乗じて算出した額に国が2分の1、北海道と森町が4分の1の割合で財政負担する制度となっております。今回の保険者支援分については、基礎数字の変更、属する軽減区分及び支援率の変更が予定されておりますが、支援率等については国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令によることから、8月ごろになるものと報告を受けております。現在予定される変更点は、

基礎数字を保険税収納額から保険税算定額へ、7割、5割軽減に属する軽減区分に2割軽減を新たに加える、支援率は7割軽減は12%から15%へ、5割軽減は6%から14%へ、新設の2割軽減については13%が想定されておるところでございます。

さて、1点目の新たな保険者支援制度として平成26年度をもとに試算しますと、森町の負担増を含み1,900万円程度が増加する見込みです。一般被保険者数で割りますと、約3,100円の財政効果額になるものと予想しております。

2点目の低所得者支援としての活用についてですが、森町の国民健康保険加入者数は後期高齢者医療制度の新設等の影響から減少しておりますが、加入者1人当たりの療養諸費は増加傾向で推移しております。そのような中においても、課税限度額を国基準まで引き上げず、あわせて税率についても負担を減らすよう努め、その分を一般会計から繰入金として継続しているところがございます。また、本年度の国民健康保険税条例等の一部改正によりまして軽減判定所得基準についての改正により、軽減対象世帯数の増加も見込まれるところがございます。現時点では、保険者支援としての財源として活用し、赤字の削減に充てたいと考えておりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（檀上美緒子君） 今1点目で答弁していただきましたが、国では大体1人5,000円程度の財政的な引き下げというか、財政基盤になるという試算なのですが、森の場合はそれよりもちょっと低いのかなと思って聞かせていただきましたが、特に2点目の部分なのです。低所得者支援として、特に今回は拡充という形で国のほうで予算化されているという、今までも法定外支出という形で森の財政厳しい中でも赤字の部分を補填するというところで努力されてきているのは十分わかっているのですが、今回今までのと別にといい、上乘せして支給されるという形ですので、今までの努力にプラスされた部分にかかわって何としても国保税の引き下げという形で実現できないのかなという思いがしているのです。特に、今回全国的に見ても道内で見ても、実際に国保を下げるというふうな形でこの4月からもう既に踏み出している市町村もあるわけです。近くでは函館市が引き下げを決定しているというふうに聞いています。森と同じようにというか、森以上に厳しい国保財政の中でも今回の支援金制度を利用するのと市からの独自財源の補填という形で引き下げに取り組むという形を聞いています。ですから、そこは首長としての何としても町民の暮らしを守るというか、保険税を引き下げるといふ思いが、実際にこれだけの状況で国が支援金を出すという状況がある中、そこに踏み込めるかどうかというのはそこにかかっているのではないかなというふうにして思うのです。ですから、ぜひとも、どこの町村も安泰な国保財政というところはないと思います。今お話しされたように医療費がどんどん加算している、または高齢化しているという状況の中ではどこも同じような状況か下とは思いますが、今回の増額になる部分に当たっては、今までの財政支出とはちょっと切り離して、赤字埋めに使うのではなくて国保の引き下げにという形でぜひかじを切れないものな

のかなというあたりで、梶谷町長の姿勢というか、ぜひ聞かせていただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと他の自治体でもこの支援金につきましてはいろいろな形を考えているものだと、そのように思っております。ただ、低所得者の支援として町としてこれについて使われてはどうかということでもございますが、低所得者の方々についての負担の減額についてはこれまでもいろいろな形で限度額を設けながら取り組んでまいりました。そしてまた、国保に関しましてだけではなくて、町では高齢者の福祉に対して、それからもちろん子育て支援に対する子供たちの国保の一時負担金の町での負担と、そういった軽減策もいろいろな面で活用させていただいております。取り組ませていただいております。そういった観点からも、どうしても国保財政が財源不足に陥る、赤字になるというのは当然のことかなと、そのように思いながらも、町に住んで暮らしていく方々のためにと考えて取り組んでまいりました。そういった観点から今までも取り組んできているわけでございますから、今回の支援金につきましては、先ほどと重複する答えになるわけでございますけれども、国保全体の赤字の部分についての補填とさせていただきますながら今回は取り組んでいく考えでございます。その他いろいろな町民の負担軽減についての部分も、どうかお考えいただきながらご理解いただければなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） いいです。

○議長（野村 洋君） 医療保険制度改革法に基づく今年度からの保険者支援金の活用についてを終わります。

次に、非核平和の町宣言をしている町として戦後70年を迎えるに当たってを行います。

○6番（檀上美緒子君） 最後の質問になります。3点目です。

今年は戦後70年を迎え、改めて憲法9条に込められた戦争放棄、戦力の不保持、そして非核の思いを強くしているところです。この間、不幸にも世界では戦火がおさまることがありませんでしたが、日本においては一人の戦死者も、そして日本人が一人の戦争犠牲者をも出さずにこれたのは憲法9条が歯どめになってきたからではないでしょうか。ところが、今国会で論議されています安全保障関連法案、11本もの法案が一括提案されて、国会で今熱い論議がされているところです。その中で、自衛隊の活動が大幅に拡大したり、それに伴う危険が増大する可能性が明らかになってきているところです。森町としても自衛隊員の募集の業務を担っています。その応募に応じて自衛隊員となられる方がこの安全保障関連法案によれば危険きわまりない地域や業務につくことにもなりかねません。こうした状況下で戦後70年を迎えるに当たり、非核平和宣言をしている町としての森町としての取り組みをお尋ねいたします。

戦後70年の節目を迎えるに当たり、非核平和宣言の町としての取り組み、今年です。そ

れと、今後非核平和宣言の町としてこれからの計画についてお尋ねいたします。よろしく
お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えいたします。

非核平和の町宣言は、世界の恒久平和と安全を人類共通の願いと位置づけ、非核三原則
と世界平和の達成を願い、明るく住みよい町民生活を守る決意を表明したものであり、同
様の宣言をされている自治体は平成27年3月1日現在全国に1,587団体ございます。宣言率
は88.8%になると伺っております。町といたしましては、8月に開かれる原水爆禁止世界
大会成功に向け、賛同の意思表示として会場へ記念ペナントの協力も毎年行ってきており
ます。現在安全保障関連法案は、国会に提出され、衆議院において審議されているところ
であり、その成り行き、これからの動きを注視しながらしっかりと見きわめてまいりたい
と考えておりますが、非核平和宣言の町宣言の趣旨を逸脱することなく進めていきたいと
考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今のご答弁だと具体的に何も今年度、そしてまたこれからも含
めて森町としての取り組みは考えていないというふうにして理解していいのでしょうか。
特に今年が戦後70年ということで、戦争体験されている方々の年齢を考えますと直接生で
その方々の経験だとか体験を聞くということはある程度限界に来ているのかなというふう
にして思うのです。ですから、ぜひとも森町の中で戦争体験された方々だとかご苦労され
た方々の生の声を直接聞く機会だとか、または特に学校現場でこれからの子供たちに向け
て、戦争の問題だとか、平和の問題だとか、核兵器の問題だとかということについての学
習の機会のようなもの、または写真展のようなものだとか、それほどお金をかけなくても
何らかの形で平和だとか戦争だとかということについて考えていく、そういう取り組みと
いうのは可能なのではないかなと思いますし、非核平和宣言をしている町として独自の何
らかの取り組みというのはこれから、今年今言ったように70年という大きな節目なので、
ぜひ何か考えていただきたいというのはあるのですが、今年は無理であっても、何かこう
いう宣言をしている町としての取り組みは計画的に準備していくというか、考えていく必
要が、ぜひあってほしいなというふうにして思っています。とりわけ今回安全保障関連法
案が、どう転ぶかわかりませんが、これが本当に成立してしまったら大変なことにな
るという思いをすごく強くしているのですけれども、そういうような平和の思いを何ら
かの形にあらわせるような、そしてそれを町民自身も目にできるような、そういうような
取り組みというのをぜひ検討していただければと思うのですが、そのあたりについてお聞
かせください。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

森町といたしまして非核平和の町宣言は、最初のご答弁でも申し上げましたように、世
界の恒久平和と安全を本当に願いながら、こうやって位置づけとして制定をされました。

これについて周年行事、または毎年毎年戦後70年、71年とこれからも続いていくわけでご
ざいますけれども、私ども町として戦没者に対する感謝の気持ちを申し上げながら戦没者
慰霊祭は毎年継続させていただいております。そしてまた、そういったことにならならな
いようにつきましても、今後やっぱり町としても注視しながら進めていきたいな、そのよ
うに思うところがございます。そういった中で、今まで進めてきた取り組みを子供たちに
町として改めてそういったことを取り組ませるのでなく、個人的に、また家庭によっ
てもいろいろな思いがあると思います。そういったことで、戦争そのもの、それから非核平
和の町宣言というのはそういった広い意味でこれは理解いただきながら進めていくべきも
のだなど、そのように思っております。特段70周年だからといって、それから周年行事に
取り組むわけでもございませんが、基本には世界の恒久平和があるということは、何がしか
の時点でこれからの子供たちにもそういったことは伝えていきながらこれから努めていき
たいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。まとめてお願いします。

○6番（檀上美緒子君） 今のご答弁いただいたのですが、もちろんそれは各家庭なり各
個人でもやることなのですが、私としては宣言をしている町として、行政側の責任とい
うか、行政側としての努めとしてそれなりの町民に対する啓発というか、先ほどのロゴマー
クの問題も含めてなのですが、町民全体に町としてはこうなのだという、そして啓発して
いくという姿勢を示す。この非核平和宣言の問題についても、やはりそういう姿勢を町と
して見せるということが大事なのでないかなというふうにして思うのです。ですから、そ
のあたりについてそれぞれの町民、または家庭にお任せしてということで、ただ役場の前
に柱が立っているだけでは余りにも寂しいなど。とりわけ今年70年を迎えた状況というの
は、今までにないくらい厳しい状況になっていますよね。ですから、なおさらそういう思
いを強くするのですが、そのあたりもう少し町としてということでのご答弁をお願いでき
ればと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

非核平和の町宣言の役場前にある標柱、表現、あれは非常に私は大きな意味を持つてい
る表現だと思います。あそこにあれがあることで、通る方、目につかれる方にとっては改
めて考えることではないでしょうか。ですから、町として大々的に戦後70周年たったのだ
よ、それから他の国のことを申し上げて申しわけございませんけれども、ほかの国では国
を挙げて勝利宣言の嫌らしいことをしたりとかということをしておりますけれども、そう
いうことはなく、心の中にきちんと非核宣言をして安全を宣言した町だと、そういう理解
をしていただくことで私は十分かなと、そのように思っております。ただ、それが何のた
めにあそこにあるかという、そういった伝えることというのはまた1つ大事なことなのか
もしれません。あえてそういったイベント、それから大がかりなことはしないにしても、
町としてはきちんと安全宣言をした町だということでご理解をいただけるものと私は信じ

ております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 非核平和の町宣言をしている町として戦後70年を迎えるに当たってを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、個人での戸別受信機設置についてを行います。

議席9番、小杉久美子君の質問を行います。

○9番（小杉久美子君） 個人による自己負担での戸別受信機設置についてお尋ねいたします。

ここ数年、地震、噴火、また強風や大雨による自然災害が全国各地で発生しております。気象庁の会見によると、今までに経験したことのないという言葉が使われ、猛暑やゲリラ豪雨、寒波や豪雪、竜巻など温暖化による異常気象と表現し、被害も頻繁に起きるようになりました。このように自然災害はいつ、どこで起こるか分からない状況にある中、森町の防災計画も整備されつつあります。災害が起き、避難が必要となったとき、住民にいち早く周知するため、戸別受信機や防災行政無線を活用することになりますが、ご承知のとおり防災行政無線は聞きづらく、場所により全く聞こえないとの町民の声が以前から届いておりました。その町民の不安から、自費でも戸別受信機をつけたいとの要望に対し、町側は個人負担での要望があるのであれば要綱等の整備も含め検討したいと答えております。その後の検討の結果がどのようなになったかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員の質問にお答えいたします。

当町では、災害が発生した場合など住民の皆様へ速やかにお知らせする手段として、防災行政無線による伝達をその中心としており、基本として森地区では屋外拡声器により、砂原地区では戸別受信機によりお知らせしております。ご指摘のとおり、屋外拡声器につきましては以前から風向きなどにより場所によってはよく聞こえない旨のご意見をいただいております。放送を行う際には、ゆっくりと話す、放送文は簡潔にするなど配慮しておりますが、今後も工夫しながら運用することを心がけてまいります。

さて、個人負担による購入、設置でございますが、個人の経済状況により購入できる人、できない人が発生することが想定され、このことによってサービスの提供に差が生じる、あるいは不公平感が生じることは町として好ましくないと思っております。また、デジタル方式への移行も考慮する必要があることなどから、町が窓口となって戸別受信機の有償提供の取り扱いをすることにつきましては難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（小杉久美子君） 町長のただいまのご答弁なのですがすけれども、前回では要綱等の整備を含め検討したい。その結果が今回難しい、できないということの答弁ということな

のですね。実は、4月だと思うのですけれども、停電ございました。多分夕方にかけて、主婦の方であれば台所でお食事の準備をする時間になろうかと思えますけれども、独居の方なのですけれども、普通停電5分くらいでつくのかなと思いきや、そのときに限り結構長い時間、20分以上、30分以上でしたか、そのくらい停電がありまして、一人でお住まいの方でしたので、話す相手もなく、今つくか、今つくかと待ちながらもなかなかつかない。どういう状況かもわからず、すごく不安な時間を過ごしたという声をちょっと聞いておりました、その方、私の質問を聞いていたのか、自費での設置その後どうなったのというような形で聞かれて、今回このような質問をさせていただいているところなのですけれども、先ほど答弁の中で町長はアナログからこれからデジタルにかわるというような説明もされておりますけれども、前回、たしか28年3月から5月まででしたよね、28年の5月にアナログは使えなくなるのだみたいな表現でご答弁しておりましたけれども、だからといってそのときに全面使えなくなるのかと、そういうふうにはならないと思うのです。私もその独居の方にはデジタル化になるということも説明しましたし、それでもなおかつつけないのだと、不安が解消されるのであれば何とかお願いできないものかと。その方に限らず、何年か前から自己負担でつけたいけれどもというふうな方何件かありました。確かに数字的には何十人、何百人にはならないと思います。本当に数人だと思うのです。そういう高齢者に配慮した形、そこには今町長が答弁されたように差別感とかそういうものはないのかなと私は思うのですけれども、その辺まず1点。

それと、2点目なのですけれども、設置ができないのであれば、今後そういうような方々にどのような対応をしていくというふうに考えているのか、それが2点目です。

それから、今年また避難訓練計画されていると思うのですけれども、避難訓練するというのは、やはり防災行政無線使ったりとか、避難されると思うのですけれども、計画すると思うのですけれども、防災行政無線使うには聞こえない方はなかなかそういう訓練に参加できないのかなと思うのですけれども、その辺について。

3点お聞かせいただければと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時32分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員の再質問にお答えいたします。

戸別受信機につきましては、先ほど同僚議員のご質問でもご答弁させていただいたように、本当にたくさんの方々からご要望、ご提言をいただきながら今日までやってまいりました。その中で、28年の5月に使用期限が来るのはまず消防のデジタル無線のことでありまして、それにつきましてもデジタル化が終わったからといって現在のアナログ機器が使

えなくなるということではないのです。その全部が使えなくなる時期がいつなのか、まだ定かではないのですけれども、そのためにこれから準備をしていく必要がある。そのために、戸別受信機をつけるために調査するのが先ほどの同僚議員にも答えさせていただきました電波伝搬調査なのです。この調査をして、そしてその後どんな中継の施設が必要なのか、全体として幾らかかかっていくものなのか、そういったものを調査する一番最初に必要なもの、その伝搬調査を何とか今年度中にこぎつけたいなど、そのように思って、これから担当課と一緒に進めていきたい、そのように思っております。

細かく先ほどの再質問の中に高齢者の方々に対する配慮ですとかいろんなこと、弱者に対する配慮は当然のように必要になってくるわけでございますけれども、町全体のことを考えて、この戸別受信機については町全体の町民のことを考えて進めていかなければならない、そのように思っているところでございます。ですから、昨今の災害、あちらこちらで思いもよらない災害が起きたり噴火が起きている状態が非常に今年になってから多くなりました。そういったことを考えると、今こそこういったことで前に進める時期だと、そのように考えながら取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（小杉久美子君） ただいまの答弁の中で、設置できないのであれば、防災行政無線が行き届かない、聞こえない方々への対応をどうするのかという答弁まだいただけないような気がいたします。

それと、今答弁の中で戸別受信機を設置するための調査ですか、前段の調査、その調査がなければ、個人での自費での受信機……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○9番（小杉久美子君） 調査を今年度中にするという事。町民全体のことを考えるから、今現在要望されている自己負担での戸別受信機の設置については考えられないと、そういうことなのでしょうか。では、調査後には可能になるかどうか、その辺をお聞きして、それと先ほどの答弁漏れと、2点お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

戸別受信機につきましては、当然全戸につけるという前提のもとで今回一歩前に進めるということです。ですから、欲しいとか、そういう方々はいま少し我慢していただいて、すぐできることではございません。当然予算も必要ですし、設計も必要です。そういった

時期が来たら全戸につけたいということで、まずは戸別受信機つけても電波がそこまで届かないと受信できないのですから、ですからそのために必要なものがどのぐらいの金額が必要なのかというものを調査して、今年度中に皆さんにお示ししたい、そういうことでございます。これで理解していただけるのかなと思いますけれども、まだまだ、すぐ戸別受信機が全戸につくわけではございません。当然以前からお話し申し上げているように、砂原地域の戸別受信機も20年以上経過しております。もう交換しなければならない、そういう時期です。そういったことで、余り期待をしないようにとは言いづらいのですが、極端にすぐできるということもちょっと考慮していただきたいと思います。ですが、最終的にはこれは間違いなく町の1戸1戸に必要なものだ、そのように認識してございますので、どうかご理解をいただきながら、これから私どもも進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 小杉議員、いいですか。

（「今年は調査期間と言いましたけれども、先ほども質問しているその間、個人で戸別受信機が設置されるまでの対応はどうされるのか」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 聞く方法としては、各地域によって短波だとか入る受信機でもって聞くことが可能です。ですから、個人的なラジオという、警察無線だとか聞ける、そういう受信機であれば聞くことは可能です。これは、個人が欲しいと思えば、例えば電気屋さんに行ってお買い求めいただいて、そして周波数を町から聞いていただければ受信することは可能でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 個人での戸別受信機設置についてを終わります。

以上で議席9番、小杉久美子君の質問は終わります。

次に、森町地域新エネルギービジョンについてを行います。

議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

森町地域新エネルギービジョンについてでございます。東日本大震災の発生によってエネルギー政策の転換が余儀なくされ、再生可能エネルギーが注目されてから4年が経過いたしました。国民の関心は月日の経過とともに薄れているのではと感じており、小規模分散型エネルギー構造への転換や脱原発と唱えた世論の熱も下がりつつあるのかもしれない。しかし、梶谷町長においては、重点政策に自然エネルギーを活用したまちづくりを掲げており、再生可能エネルギー導入を推進することにより地域産業へと磨き上げていただけると期待しております。濁川地区には道内唯一の地熱発電所があり、町民は再生可能エネルギーへの関心が非常に高いのではと思われ、民間企業による太陽光発電も盛んに行われております。固定価格買い取り制度により一般需要家への負担もございますが、売電

事業は町内企業との競合が新たに発生するというのではなく、新規参入は町内の総生産高を押し上げる追い風になると考えます。再生可能エネルギー導入の状況を見ますと、太陽光発電が盛んでありましたが、天候に左右されることと買い取り価格の新規契約の下落ということもあって新規の設置は見込めない中、小水力発電においては安定的な稼働率と買い取り価格据え置き的好条件によって将来性が見込まれ、梶谷町長が当選した直後から町として売電事業へ参画し、町財政を支えるという方針で小水力発電へ着目したことには私も同意見でございます。私も安心、安全なエネルギー社会の創造は次世代への責任と感じておりますので、森町地域新エネルギービジョンは非常に重要であると認識をしておりますが、町長の当初の公約と相当かけ離れた内容となっているため、質問したいと思います。

まず、1点目、森町地域新エネルギービジョンと町長の公約との乖離の理由をお聞かせください。

2点目として、森町地域新エネルギービジョン策定に当たって多大な影響を与えたと考えられる森町新エネルギー導入基礎調査委託における調査の方法をお聞かせください。

よろしくお願いたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員から森町地域新エネルギービジョンについてのご質問をいただきました。お答えします。

1点目の質問ですが、町では平成27年1月に森町地域新エネルギービジョンを策定しました。これまでの調査結果を踏まえ、森町における新エネルギーの導入に向けた重点プロジェクトは実現の可能性が高いものとなったため、平成26年度より公共施設への導入や町民への助成啓発等に取り組んでおります。今後も自然エネルギーを活用したまちづくりを進め、脱原発社会を目指すという公約の最終目標は変わっておりません。

2点目の質問につきましては、新エネルギービジョン策定のプロセスについての質問と捉えてお答えいたします。平成25年度に、森町に沿ったビジョンを策定するために太陽光や風力、小水力、地熱、バイオマスなどの新エネルギーの賦存量や利用可能量について調査を行い、推計しました。また、平成26年度には、町民と事業者を対象としたアンケートにより新エネルギーの導入に関する意識や関心について調査いたしました。これらの調査結果をもとに、産業関係者、専門分野や住民代表の方々による森町新エネルギービジョン策定委員会の中で森町の特性に合った重点プロジェクトの設定について審議を重ね、今後の新エネルギーの活用に向けた導入目標を取りまとめたところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（河野文彦君） それでは、再質問させていただきます。

町長はもうお忘れになったかもしれませんが、町長当選間もないころ、私青年会議所のメンバーと町長室にお伺いして、そのときやはり町長は物すごく売電事業というところに意欲持っておられて、特に小水力発電について熱くお話しいただいたという記憶があります。私も当時小水力発電に大変関心持っておりまして、水理学の専門家である町長が既に

森町の可能性を見きわめているのだと大変頼もしく感じたのを覚えております。

自治体で運営していく売電事業としては、風力発電が苫前町で行われていたり、事業を既に実現しているところあるのですけれども、小水力については道内では森が本当に先駆的な存在になっていくのではないかなと期待しておりましたが、今の1点目の件でお伺いしたところ、エネルギービジョンと町長の思いはちょっと別なのかなというふうに感じてしまいました。それで、その点で町長は今でも売電事業というところに当時の熱意をまだ持っていられるのかということをもまず1点質問したいと思います。

もう一点、新エネルギー導入調査委託の中でやっぱり最も重要なのは森町における賦存量の数値化だと思われそうですが、町長の以前の発言の中で、この委託業務というのは具体的な利用可能量を調査するという発言があったのを覚えております。具体的な数値というのは、ホームページで関係機関で公表されているという推計値ではなくて、実際に現地を測定あるいは調査、そういった数字であるべきだなと僕は思っております。全ての要素を具体的に調査するというのは非常に困難であると思うのですけれども、例えば太陽光発電においては濁川、姫川、尾白内、砂原、掛澗、駒ヶ岳、赤井川、森町全域に民間企業で設置されて、本当の詳細な生のデータというのは入手可能かと思えます。既に事業化されていますので、積雪に対する対策ですとか、実際にとり行われている事例というのも聞き取り可能であるのではないかなと思えます。また、木質のバイオマスであっても、林業関係者であったり、製材関係者、また廃棄物受け入れ業者などの調査を行えば、実際に森町で利用可能な数値が生数字が聞き出せるのかなと。この委託業務の中で、小水力発電に限っては実際に現地を歩いたのかなという添付資料、写真を拝見いたしました。ただ、図面上、机上での高低調査と車で行ける範囲での川の写真撮ったものしかない。その調査の中には、町内のある程度の高低差のあるダムですとか河川の落差工すら調査していないという状態であったのかなと思えます。既にこの調査、500万近い経費かけて地域新エネルギービジョンとして策定していますが、町長が申します具体的な利用可能量を調査するためにはさらなる支出を行って業務の発注をするのかということをも再質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の再質問にお答えいたします。

私が本当に当選直後、JCのメンバーの一員として河野議員が当時部屋を訪れていただいて、すぐやりましょうと、そういうふうにも力強く言ったのは私も覚えてございます。そのときの売電事業に対する情熱というのはいまだに持ち続けて現在に至っているわけですが、その中間でもって進めるに当たりまして、当然新エネルギービジョンがないと、さきの国、それから有利なそういった財源の利用ができないということから、どうしても新エネルギービジョンを策定しなければいけないのだなということで、1年間ちょっと空白の期間が設けられております。そしてまた、先輩議員の中にも、いろいろと新エネルギーに対しましては多くの後押しをいただくようなご提言、ご質問をいただいて今日までできております。そういった中で、世の中売電に関して買い取る側の電力会社が最近ちょ

っと調子悪いということから、まず売ることだけの目標ではなくて、そのシステムそのものをつくる、それから森町で組み立てていく、そういったものも当然町の産業として可能性があるということで、電気売ることだけではなくて、そういう全体の産業として育てていきたいなど、そのような気持ちで私おります。

そうこうしている中に、今度最近では苫前町で、先ほど同僚議員の質問の中にもちょっと出てまいりましたが、電気としてためるのがなかなか難しいことから、最近水素にして蓄えると、これは森町でもそっちの方面に進めることが将来的に有望な可能性が高いものだと、そのように思いながら、関係者と私常にコンタクトをとりながら進めさせていただいておる状態でございます。それに対して、小水力については本当に大きな可能性はあるわけですが、実際に川の高低差なんかも現地ではかりながら、測定した結果は大きな河川の力というのは活用できない。どうしてもマイクロ的な小さい電力であります。しかし、小さい水力であっても電気が起きるのであれば、何がしかの可能性として利用することもできますし、そのシステムそのものを仮に実証実験として今年度設置させていただいて、その具体的なものを子供たちが勉強したり観察することで将来に向けたシステム全体を構築する新エネルギーを導入したまちづくりというのが実現されていくのかなど、そのように思っております。今年以降、まだまだ大きな具体的な小水力に対する発注工事というのはないわけでございますけれども、まずきちんとしたプロセスと計画を立てながら、将来いくだけで可能性の高い方向に向けて何とかかじ取りをしながら進めていきたい、そのように思っております。河野議員の期待を裏切らないためにも、何とか実現に向けて早めていきたいと、そのように思いますことを申し上げながらご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） ありがとうございます。エネルギーの問題というのは簡単にはいれないということは私も十分承知している中で、エネルギービジョンというものを町民に発信していく中で、より町民が関心を持っていただいて、本当に地域のこと、未来のこと、次世代のことを考えていただけるようなビジョンですとか実証実験だとか進めていってほしいなと思いました。

先ほど以前に町長室で町長のお話伺って私も賛同したという話ししましたが、その後に町長、私が一町民であったときに目が合ったときに、今度売電事業について話ししようと声かけていただいたのを本当に僕はうれしく今でも思っています。私も環境問題への対応を前提にした再生可能エネルギーの普及という部分と収益を目的とした再生可能エネルギーの普及というのは異なる問題であるというのは認識してしまして、ただし2つの課題を同時に達成していくということはいろんな面で好循環をもたらしていくのではないかなというふうに思っています。森町は北海道内でも再生可能エネルギーについては先進地であるというふうに私は誇りを持っていますので、環境と経済の両立を目指すフロントランナー

として積極的にスピーディーに取り組みを展開していくための町長のかたい決意をお聞かせいただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

まだまだ、小水力発電だけではなくていろんな可能性の高いものが町内には遍在して眠っております。そういったものも含めまして、今後いろいろな新エネルギーを活用したまちづくりは皆さんのお力添えもいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町地域新エネルギービジョンについてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、6月10日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時59分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成27年6月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成27年第2回森町議会6月会議会議録 (第2日目)

平成27年6月10日(水)

開議 午前10時00分

休会 午前11時51分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町一般会計補正予算(第9号)
- 4 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 5 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 6 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 7 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)
- 8 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算(第4号)
- 10 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)
- 11 報告第 9号 平成26年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 12 議案第 1号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 2号 森町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制
定について
- 15 議案第 4号 森町議会の議決すべき事件を定める条例制定について
- 16 議案第 5号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 17 議案第 6号 渡島公平委員会規約の変更について

- 18 議案第 7号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 19 議案第 8号 友好町協定の締結について
- 20 議案第 9号 平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)
- 21 議案第10号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 22 議案第11号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 23 議案第12号 平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 24 議案第13号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 25 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 26 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 27 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 28 意見書案第4号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 29 意見書案第5号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 30 意見書案第6号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書
- 31 意見書案第7号 認知症への取組の充実強化に関する意見書
- 32 意見書案第8号 憲法を踏みにじり、日本を「戦争する国」にする「安全保障関連法案」＝「戦争法案」の廃案を求める意見書
- 33 議員の派遣について
- 34 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員(16名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	片 野 滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣 隆 吉 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	木 村 浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤 仁 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	長 瀬 賢 一 君
税 務 課 長	伊 藤 昇 君
収納管理課長	澤 田 勝 則 君
保健福祉課長	山 田 仁 君
保健福祉課参事 保健福祉課参事 保健センター長	住 吉 英 勝 子 君
住民生活課長	金 丸 由 起 市 郎 君
環 境 課 長	佐々木 陽 市 郎 君
農 林 課 長	山 本 憲 涉 君
農業委員会事務局長	宮 崎 修 一 君
水 産 課 長	鈴 木 安 一 君
水 産 課 参 事	黒 川 英 一 君
商工労働観光課長	岩 瀬 池 一 夫 君
商工労働観光課参事	菊 山 崇 裕 君
建 設 課 長	横 山 尚 史 君
砂原支所長	富 村 哲 二 君
地域振興課長	木 落 合 浩 昭 君
町民サービス課長	坂 井 定 幸 君
保健対策課長	若 狭 壽 美 君
教 育 長	香 田 隆 君
学校教育課長 社会教育課長 兼公民館長 兼図書館長	武 井 肇 君
生涯学習課長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課参事 体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	中 島 将 尊 君
	若 松 幸 弘 君
	金 丸 孝 也 君

給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
上下水道課参事	小	松	裕	章	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤	田	司	志	君
議 事 係 長	村	本		政	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 2 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 3 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 4 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 5 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 6 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 8 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 9号 平成26年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 10 議案第 1号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 2号 森町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定について

- 1 2 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 3 議案第 4号 森町議会の議決すべき事件を定める条例制定について
- 1 4 議案第 5号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 1 5 議案第 6号 渡島公平委員会規約の変更について
- 1 8 議案第 7号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 1 6 議案第 8号 友好町協定の締結について
- 1 7 議案第 9号 平成27年度森町一般会計補正予算(第2号)
- 1 8 議案第10号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 1 9 議案第11号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 2 0 議案第12号 平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 1 議案第13号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 2 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 2 6 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 2 4 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 2 5 意見書案第4号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 2 6 意見書案第5号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 2 7 意見書案第6号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書
- 2 8 意見書案第7号 認知症への取組の充実強化に関する意見書
- 2 9 意見書案第8号 憲法を踏みにじり、日本を「戦争する国」にする「安全保障関連法案」＝「戦争法案」の廃案を求める意見書
- 3 0 議員の派遣について
- 3 1 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、加藤進君、4番、黒田勝幸君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、報告第1号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをごらんください。本件につきましては、平成26年度森町一般会計補正予算の第9回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,333万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億1,504万1,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、町民税を初め町税全体として1億6,048万2,000円を追加したものです。

次に、12ページからの款2地方譲与税から16ページの款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料、20ページからの款14国庫支出

金、22ページからの款15道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ です。

続いて、24ページからの款16財産収入、26ページの款17寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。

続いて、款18繰入金の財政調整基金は、調整財源として予算計上しておりましたが、2億7,045万8,000円を減額するものです。

続いて、款20諸収入から30ページの款21町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたものです。

続いて、32ページからの歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。38ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の1億1,290万7,000円は、国保会計の医療費の増嵩に伴い、執行精査により増額をしたものです。

40ページのみ4老人福祉総務費、節28繰出金の1,119万5,000円は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ減額をしたものです。

66ページの款9消防費、目4消防救急デジタル無線整備費の節13委託料と節15工事請負費は、入札など執行精査により減額をしたものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。なお、専決処分した事項でございますので、余り突っ込んだものはご遠慮願いたいというふうに思います。

○6番（檀上美緒子君） 67ページの消防費のみ4、その節の工事請負費の部分なのですが、消防救急デジタル無線整備工事というのがすごい金額が減になっています。これはできなかったということなのか、その辺がわからないのですが、その経緯ちょっと聞かせていただければと思ったのですが。

○消防長（山田春一君） お答えいたします。

この金額につきましては、入札とその他の減額によるものでございます。当初予算から入札をかけまして、当初予算よりも少なかったということでこの金額が計上されております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 歳入歳出一括で行いました。質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎日程第4 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、報告第2号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 報告第2号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となったものです。

歳入歳出それぞれ1億2,001万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ28億5,866万1,000円にする専決処分でございます。

専決処分した補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費が確定しましたので、精査するものです。

以下、事項別明細により説明いたします。6ページをお開き願います。歳入について説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は増額、目2退職被保険者等国民健康保険税は減額するものです。

款3国庫支出金から10ページ上段の款6道支出金は、額が確定しましたので、精査したものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金1億1,290万7,000円の増額は、歳入歳出の確定に伴い、一般会計から繰り入れをするものです。療養給付費について3月会議で給付減を見込み、1億2,000万円を減額したとおり、療養給付費が当初見込みより減となっております。そのことに伴いまして、国庫補助金及び国庫負担金等が減額となりました。あわせて、平成25年度療養給付費等負担金精算金4,973万円が上乘せとなったことが大きな要因となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。14ページから16ページにかかる款1総務費は、人件費や事務費等を精査したものです。

16ページ中段から20ページの款2保険給付費の補正は、給付費の確定に伴い、説明欄のとおり精査したものです。

款3後期高齢者支援金等から26ページの款8保健事業費は、それぞれ事業費を精査したものです。

28ページ、款9諸支出金、項3繰出金484万6,000円は、国保病院直営診療勘定へ繰り出したものです。内容については、救急患者け入れ態勢の支援及び医療機器の整備等に伴う費用でございます。

以上、報告第2号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第5 報告第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、報告第3号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 報告第3号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となったものです。

歳入歳出それぞれ496万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,015万5,000円とする専決処分です。

以下、事項別明細により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入について説明させていただきます。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査したものです。

款2使用料及び手数料、款3繰入金、款5諸収入は、会計の終了に伴いましてそれぞれ精査したものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費については、人件費、事務費の精査により減額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の382万5,000円の減額は、保険料収入の減額に伴うものでございます。

以上、報告第3号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第6 報告第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第4号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） それでは、報告第4号の専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ3,164万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ17億3,343万9,000円にしようとする専決処分とサービス事業勘定の歳入歳出にそれぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ787万4,000円にしようとする専決処分です。

以下、事項別明細書により保険事業勘定の歳入からご説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。款1保険料、項1介護保険料は、特別徴収保険料、普通徴収保険料についてそれぞれ精査したものです。

同じく6ページ、7ページの款2分担金及び負担金、項1負担金の減額につきましては、介護認定審査会共同設置負担金で、審査会に係る経費の確定により精査したものです。

同じく6ページ、7ページ中段の款4国庫支出金から10ページ、11ページ中段の款8繰入金につきましては、介護保険サービス費用等の確定に伴い、各説明欄のとおり精査したものです。

10ページ、11ページ下段の款10諸収入の増額は、第2号被保険者のうち生活保護受給者に係る認定審査費用の確定に伴い精査したものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明させていただきます。12ページ、13ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費から14ページ、15ページ中段の項5計画策定費につきましては、それぞれ人件費、事務費等について精査したものです。

次に、14ページ、15ページ下段、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から20ページ、21ページ中段、項6特定入所者介護サービス等費までにつきましては、介護保険サービス費用の確定に伴い、それぞれサービス給付費について精査したものです。

20ページ、21ページ下段から22ページ、23ページまでの款4地域支援事業費につきましては、介護予防事業及び包括支援センターの人件費、事業費等の精査により、それぞれ減額をしたものです。

26ページ、27ページをお開き願います。サービス事業勘定についてご説明させていただきます。この事業勘定は、包括支援センターが行っております居宅介護予防支援事業に係る会計となっております。

歳入の款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1居宅支援サービス計画費収入は、要支援認定者のサービス計画の作成に伴い、北海道国保連合会より支払いを受けた報酬分について精査し、増額したものです。

28ページ、29ページをお開き願います。歳出の款1事業費、項1居宅介護支援事業費、目1居宅介護支援事業費は、委託件数の確定に伴い、精査、減額したものです。

款2諸支出金、項1繰出金、目1保険事業勘定繰出金の増額は、介護予防に係るサービス計画作成件数の確定により、保険事業勘定へ繰り出したものです。

以上、報告第4号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第7 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第5号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏瀬 茂君） それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1 ページ目をごらんください。平成26年度の会計予算中、歳入歳出それぞれ1,395万6,000円減額し、2億2,433万6,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものでございます。

以下、4 ページ目、5 ページ目の事項別明細書にてご説明いたします。歳入でございますが、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入及び目2 居宅介護サービス費収入の減額と款1 サービス収入、項2 自己負担金収入、目1 自己負担金収入の減額に関しましては、入園者の入院等による増減でございます。

下段の款3 繰入金は、一般会計繰入金で調整するという形をとっております。

続きまして、6 ページ目、7 ページ目の款5 諸収入、項1 雑入でございますが、これは介護実習費が主なものでございます。

続きまして、8 ページ目、9 ページ目をお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費及び下段の款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費並びに需用費、委託料等を精査したものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第8 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、報告第6号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○水産課参事（岩瀬英一君） 報告第6号の専決処分した事件についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ51万円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4 ページ、5 ページをご参照ください。

歳出でございます。普通旅費の減額及び一般会計繰出金の増額について事業精査したものでございます。

以上、よろしくご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第9 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第9、報告第7号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,229万6,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料166万1,000円の減額は、ホタテウロ受け入れ量の減量によるものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金390万5,000円の減額は、歳出額精査によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費556万6,000円の減額につきましては、乾燥業務縮小に伴う需用費及び委託料の減額と職員手当、賃金及び積立金の精査によるものでございます。

以上、報告第7号、専決処分事件についてのご報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

◎日程第10 報告第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第8号 専決処分した事件の報告について、平成

26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、国庫補助金に係る収入及び固定資産除去費に係る支出予算の補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。本件につきましては、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となったものでございます。

第2条、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額10億7,365万2,000円に945万3,000円を追加し、10億8,310万5,000円とするものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額10億9,073万8,000円に430万8,000円を追加し、10億9,504万6,000円とするものでございます。

以下、2ページ中段の事項別明細書にてご説明いたします。収入でございますが、款1病院事業収益、項2医業外収益、目5国庫補助金484万5,000円は、年度末に決定いたしました国保調整交付金、救急患者受け入れ態勢支援事業及び医師等の確保支援事業の収益計上、目6長期前受金戻入298万3,000円は、補助金で購入した医療機器の資産除去見合い分の収益計上でございます。

項3特別利益、目2その他特別利益162万5,000円は、平成26年度新会計制度移行に伴うリース資産とリース債務の差額分でございます。

支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目5資産減耗費430万5,000円は、医用画像保管装置などの除去に伴う価値減少を費用計上するものでございます。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第11 報告第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第9号 平成26年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてでございます。

す。

2 ページをごらんください。款 2 総務費、項 1 総務管理費の事業名、I R U 光ケーブル移設事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型、また地方創生先行型の 3 事業、9,540 万 1,000 円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 9 号を終わります。

◎日程第 1 2 議案第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第 12、議案第 1 号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第 1 号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、半島振興法の一部を改正する法律等の施行に伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするものです。

裏面をごらん願います。それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。条例の新旧対照表を資料の 1 として提出しておりますので、ごらん願います。

提案理由であります。半島振興法の一部を改正する法律及び同法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするものです。

次のページをお開き願います。条例第 1 条の規定の改正は、半島振興法第 9 条の 2 第 9 項の認定を受けた認定産業振興促進計画に掲げる対象事業を規定するものです。

1 ページ中段から 3 ページ上段の条例第 2 条第 2 号から第 4 号の規定の改正は、第 2 号では、対象事業イの情報サービス業等及びウの情報通信技術利用事業並びにエの農林水産物等販売業の対象事業の追加の整備をするものです。

次に、第 3 号のイでは、特別償却設備の前号イからエまでに掲げる事業の取得価格を 500 万円以上とする事業の追加の整備をするものです。

第 4 号は、特別償却設備設置者の改正規定を整備するものです。

3 ページの条例第 3 条、不均一課税の要件の規定の改正は、第 1 号中、半島振興法の改正による条文の整備をしようとするものであります。

また、第 2 号は、租税特別措置法の改正による規定の整備をするものです。

次に、議案に戻っていただきまして、最後のページの附則についてご説明いたします。施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

第2項は、経過措置を規定するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第2号 森町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 議案第2号 森町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、森町における企業立地に係る産業振興をより効果的に推進するため、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に伴い、森町企業立地振興条例の一部を改正しようとするものです。

裏面をごらん願います。それでは、改正点についてご説明いたします。条例の朗読を省略させていただきます。森町企業立地振興条例新旧対照表、資料の2を提出しておりますので、ごらん願います。

まず、提案理由につきましては、企業立地に係る内発的発展を初めとする産業振興をより効果的に推進するため、立地企業の優遇制度の充実を図り、産業の発展と雇用の拡大に資するため、森町企業立地振興条例の一部を改正しようとするものです。

資料の次ページをごらんいただきます。条例第1条は、目的に関する規定の整理をしようとするものです。

1 ページ中段の条例第2条第1号から第4号の規定の改正は、第1号は対象事業の追加の整備をしようとするものです。

第2号は、事業者についての規定を追加し、整備しようとするものです。

第3号は、情報サービス業等についての規定を追加し、整備しようとするものです。

第4号では、農林水産物等販売業についての規定を追加し、整備しようとするものです。

次に、1ページ下段の条例第2条第5号、第6号、第7号につきましては、規定の繰り下げに伴う条文の整理をしようとするものです。

2ページ上段の条例第2条第8号は、工業生産等設備についての規定の整備をしようとするものです。

第9号につきましては、規定の繰り下げに伴う条文の整理をしようとするものです。

条例第4条第2項第1号は、工場等設置補助金の指定要件について条例第2条第1号に掲げる工場等のうち製造業及び旅館業について、資本金の額が1,000万円以下である者にあつては取得価格の合計額が500万円以上であること、資本金の額が1,000万円超5,000万円以下である者にあつては取得価格の合計額が1,000万円以上であること、資本金の額が5,000万円超である者にあつては取得価格の合計が2,000万円以上であることとする規定の追加を整備しようとするものです。

次に、第2号では、条例第2条第1号に掲げる工場等のうち情報サービス業等、農林水産物等販売業及び試験研究施設の立地に係る工業生産等設備の取得価格の合計が500万円以上であることとする規定の追加を整備しようとするものです。

第3号は、工場等を新設または増設した工場等において常時使用する従業員の雇用を新設した者にあつては3人以上、増設した者にあつては1人以上に改正しようとするものです。

3ページ上段の第4号につきましては、規定の繰り下げに伴う条文の整理をしようとするものです。

第5号は、新たに規定を整備しようとするものであります。

条例第9条第1項の指定の取り消し等について、第3号を追加して規定を整備しようとするものです。

議案の最後のページに戻りまして、附則についてのご説明をいたします。この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） ちょっと聞きたいのですが、この条例の改正というのは神戸物産をにらんだものなのか、それとも国のほうの法律が変わって改正するものなのかを確認したいのですが、というのはかなり敷居が低くなっているのだと思うのですけれども、そしてさらにこれを改正することによって今後企業立地、ほかからの立地がどの程度見込めると考えているのかを聞きたいのですが。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 今回の改正につきましては、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に伴った改正という形になっております。

それから、取得額につきましては500万円からというようになっておりまして、現在見込みはどれくらいになるかという部分はまだはっきり出ておりませんが、これまで3,000万円以上というのが対象でありましたので、恐らくこれまで以上に対象とする企業が出てくるのではないかと判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかによろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第3号の森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

裏面をごらん願います。あわせて、資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、資料によりご説明いたします。資料ナンバー3の2ページ、森町介護保険条例新旧対照表をお開き願います。附則に次の1項を加え、附則第3項、平成27年度から平成28年度までにおける介護保険料率立の特例として、第1号被保険者の第1段階の保険料を2万9,500円にしようとするものです。

なお、施行期日は、公布の日から施行するものとします。

以上、森町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第14、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第15、議案第4号 森町議会の議決すべき事件を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、森町議会の議決すべき事件を定める条例制定についてです。地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めようとするものです。

資料ナンバー4を提出しております。ご参照ください。

現行では、森町定住自立圏形成協定に限定した条例を制定しておりましたが、重要な案件がある場合にその都度その案件を追加していく形式が効率的なことから、今回条例を全面改正し、(2)として姉妹都市または友好都市協定の締結をすることの条文を追加しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第15、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、町長等の給与の特例に関する条例制定についてです。先般発覚しました消防職員の不祥事に係る町長及び副町長の管理監督責任についてであります。

裏面をごらんください。町長及び副町長の7月分の給料月額からそれぞれ10%減額しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第6号 渡島公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、渡島公平委員会規約の変更についてです。南渡島青少年指導センター組合の解散に伴い、規約別表中から削除しようとするものです。

資料ナンバー5を提出しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第7号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 議案第7号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

なお、変更理由書といたしまして資料ナンバー6を提出しております。

変更内容につきましてご説明いたします。議案裏面の過疎地域自立促進市町村計画変更をごらん願います。変更しようとする計画の区分は2、産業の振興であります。表の右側が変更後となるものですが、変更しようとする事業内容は地域水産物普及拠点施設の追加であります。近年の魚離れからなる地域水産物の需要減少を解消するため、地域水産物普及拠点施設を整備し、魚の食文化を継承、普及させ、魚価の向上を図ろうとするものです。

以上説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第8号 友好町協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、友好町協定の締結についてです。

資料ナンバー7を提出しております。ご参照ください。

森町合併前の旧砂原町と青森県外ヶ浜町、合併前の旧蟹田町とは昭和55年に姉妹町協定を締結して交流を続けてきましたが、両町のそれぞれの合併により一旦中断されたものの、両町有志の団体が交流を深めることと両町においても視察研修などを行っていることから、友好の精神を末永く引き継ぎ、両町の友好関係をさらに推進するため、議案第4号で議決をいただいた条例に基づき、両町の合併10周年の年に改めて友好町協定を締結しようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第9号 平成27年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,519万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ94億447万8,000円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は、第2表によるものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。歳入ですが、款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料の2,000万円は、濁川

地区の熱水供給施設を使用している農家の使用料を計上しております。

同じく、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金3,118万9,000円は、臨時福祉給付金事業に係る補助金を計上しております。

また、目3農林水産業費補助金、節1水産業費補助金863万1,000円は、産地水産業強化支援事業として森水産加工業協同組合が整備する店舗への交付金を計上しております。節2農業費補助金1億8,000万円は、濁川地区の熱水供給施設を交換するための補助金を計上しております。

同じく、款15道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金の425万4,000円は、農業者が農業機械を整備する経費への補助金です。

同じく、款18繰入金、目1基金繰入金427万円は、グリーンピア大沼の修繕費に充当しようとするものです。

次に、8ページ、9ページの款19繰越金の1,145万4,000円は、財源調整のため計上するものです。

同じく、款21町債ですが、水産業事業債700万円は、森水産加工業協同組合が整備する店舗へ一部助成をしようとするものです。また、教育債1,840万円は、さわら小学校で使用しているスクールバス1台が経年劣化から多額の修繕費がかさむため、バス1台を購入しようとするものです。

次に、10ページ、11ページからの歳出ですが、各費目での共済費や特別会計への1,000円の繰出金は、地方公務員災害補償基金の負担率の増によるものですので、説明は省略させていただきます。

それでは、款2総務費、目4財産管理費427万円は、グリーンピア大沼の温水ボイラーの部品を交換するため、修繕料を計上しております。

同じく、目9防災対策費101万6,000円の消耗品は、災害対応時などに職員が着用する防災ベストを購入しようとするものです。資料ナンバー8を提出しております。なお、この予算につきましては、平成26年度当初予算に計上して業者との契約締結までいったところですが、この業者が経営破綻したことにより、契約を解除して予算を減額補正したところであり、今回新たに予算を計上しようとするものです。

同じく、目11諸費の手数料と工事請負費は、町内会から要望のありましたバス待合所を国道5号線沿いに整備しようとするものです。資料ナンバー9を提出しております。同じく、節19負担金補助及び交付金のドクターヘリの運航経費は、当初予算の試算ベースを精査したことによる増額分です。

続いて、款3民生費、目4老人福祉総務費の各特別会計への繰出金は、人事異動による人件費の精査をしたものです。

同じく、目5障害福祉費、委託料180万円は、マイナンバー制度導入によりシステム改修をしようとするものです。

同じく、目9臨時福祉給付金事業費の節4共済費から節14使用料及び賃借料までは事務

費を、節19負担金補助及び交付金2,100万円は給付金としてそれぞれ計上しております。資料ナンバー10を提出しております。

次に、12ページ、13ページの款4衛生費、目3予防費の共済費と賃金は、人事異動などの関連で減額をするものです。

同じく、目6農林水産業費、目2農業総務費の経営体育成支援事業425万4,000円は、農家2件の農業機械購入経費へ助成をしようとするものです。資料ナンバー11を提出しております。

次に、14ページ、15ページの日8熱水利用園芸施設費の工事請負費2億円は、濁川地区ハウス栽培の熱交換施設の整備を全額特定財源で実施しようとするものです。資料ナンバー12を提出しております。

同じく、項3水産業費、目3水産業振興費、節19負担金補助及び交付金の1,565万5,000円は、森水産加工業協同組合が事業主体で実施する地域水産物普及拠点施設整備事業で設置する店舗に一部助成しようとするものです。資料ナンバー13を提出しております。

また、目3水産施設管理費の50万円は、ホイールローダーの修繕料です。

同じく、款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費100万円は、港湾、岸壁などの修繕料です。また、節13委託料の170万円は、港湾施設内に不法投棄されている廃棄物を処理しようとするものです。

次に、16ページ、17ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節18備品購入費2,000万円は、さわら小学校で使用しているスクールバス1台を更新しようとするものです。

同じく、項5社会教育費、項6保健体育費の共済費と賃金は、人事異動に伴い、それぞれ増減をするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。ございますか。歳入歳出一括で行います。

○5番（山田 誠君） 10ページの財産管理費の11節需用費、修繕料の427万、グリーンピアの温水ボイラーの部品交換という話なのですが、部品交換してあと何年ぐらい使用可能か。前からも言っているように、グリーンピア大沼についてはグリーンピア大沼施設整備基金というのがありますけれども、七、八千万ぐらいあるようですけれども、財産として残していく以上、年次的な整備計画を当然持つべきだというふうに思うのです。壊れたから出す、壊れたから出すということになったら、施設というのは年数を経っていくと悪くなっても、よくなるわけない。その辺の今後の計画的な考え方ありましたら、述べていただきたい。

それと、13ページの農林水産業費の農業総務費の経営体の育成支援事業、これ2件の農家が機械を購入するというようなことで、一応425万の補助を受けて機械を購入することなのだけれども、融資額が919万ありますけれども、919万融資受けるのはいいのだけ

れども、利息がかかるのか、または無利子なのかどうか。もし利息がかかるのであれば、町のほうで何らかの補填する考えはないのか、あるのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（野村 洋君） まず、1点目。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

今回温水ボイラーの部品交換ということで計上しておりますけれども、内容につきましては部品のほとんどを交換することになりますので、でき上がったものについては新品に近いような形になるような修繕でございますので、今後は相当な年数はこれで耐えていけるのではないかとというふうに考えております。

それから、2点目の年次計画の関係でございますけれども、これまでいろいろな修繕、大規模なものにつきましてはその都度協議して実施してきたところですが、今後についても、グリーンピアの施設自体が大分老朽化しておりますので、その都度協議しながら進めていかなければならないというふうに考えておりますけれども、また今後の運営の方法等につきましても5年間のうちで協議するというようになっておりますので、そこら辺もあわせながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 2点目。

○農林課長（宮崎 渉君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの経営体育成支援事業の融資については、農協のフルスペックローンを使っております。こちらのローン、通常約2%の利子率なのですが、そのうち1%を農協が助成しております、本人の負担は1%となっております。現在のところ、町の負担は考えておりません。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 15ページ、工事請負費、濁川のハウスのことです。説明資料の12ページでお伺いします。

総額が2億です。それで、国庫支出金が1億8,000万、使用料及び手数料が2,000万と、こうなっています。この2,000万の部分については、使用料及び手数料だから受益者負担ということではないのか。

それと、工事場所は澄川第一ハウス組合、それから濁川第一ハウス組合と2つになっておりますけれども、それぞれの戸数をまず教えてください。

○農林課長（宮崎 渉君） 黒田議員のご質問にお答えいたします。

まず、こちらの使用料及び手数料の2,000万については、受益者負担ということで、議員のおっしゃるとおり農家の負担ということになっております。

それぞれの農家戸数ですが、澄川第一地区ハウス利用組合のほうが現在9戸の農家でありまして、濁川第一地区ハウス利用組合の農家数が現在7戸でありまして、合計16戸でございます。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） この施設は、もう既に30年かかっていますよね。これ最初施設するときには全額国のあれでやったと思うのです。町の持ち物になっているのだろうけれども、そこで16名の方がハウス栽培やっているわけです。それで、今回30年たったものに対してなおかつ国が1億8,000万も出すわけなのだ。これ余り過去にない。最初は出しても、30年もなってくれば自分らでやらなければならないことになってしまうのだ。だから、すごく率がいいと。恐らくこれは、東北の震災もあってクリーンエネルギーということでかなり濁川の、北海道に1カ所しかないし、そういうことで注目されて国も応援してくれるのだろうなと思って理解はしている。

これがだめだと言わないの、地元にするのすごくことことなの。ただ、この恩恵を受けている人が16戸でしょう、そのほかに自前でやっている人がいるのです。これが温泉利用組合というの約30戸あるわけです。この人たちは、例えばボーリングする、何あっても自分のお金でやっているわけなのです。地熱をもらっている人だけが恩恵を受けているわけ。それはいいのだけれども、それ以外の約30戸の人たちが自前でやっているという現状がありまして、その辺町として今後どういうふうに考えているのかと。同じ地元で同じ仕事していて、いわゆる不公平感があるのでないかなと、そういうふうに思っているわけ。それと、役場のほうにもこの30戸の人たちから何か苦情ないかい。やっぱり地元にいれば大きい声上げれないと思うのだ、ああいう小さな町内だから。かなり不満あるのでないかと思うのだけれども、その辺課長、どうですか、掌握していませんか。

○農林課長（宮崎 渉君） ただいまの黒田議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃっているとおり、そういった声が出ているのも事実ありまして、今回のこの事業をやるに当たりまして、地元濁川町内会の総会の後段でこちらの事業の説明もさせていただいたところ、そういった声も出てきました。ただ、現実のところ申し上げますと、こちらの16戸の農家の方々、年間で60万から大体100万くらい、ランニングコストというのですか、電気代なり一部修繕費なり、そういった部分を持ち出ししながらこの施設を運用しているということで、経常経費的には町の持ち出しは一切ございません。そういったことも地元の方々はわかった上でおりますので、ただ議員がおっしゃっているとおり、自前の温泉井戸持っている自分たちにもそういった助成が必要なのではないのかということは実際に言われております。私が思っている部分でいきますと、この辺まだ町長、副町長と全くお話していませんので、私の私見でいきますと、濁川の農家だけではなく、森町全体の農家の皆様方、特に森町のこちらの森地区の部分でいきますとそういった地熱が使える場所はございませんので、そういったところも含めて、例えばソーラーパネルですとかヒートポンプですとか、そういった施設の整備も含めて今後森町全体の農業をどういうふうに考えていくのかということをお自身は考えておりますので、この辺はまたお時間いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 当初この地熱誘致に当たって、皆さん知っていると思うけれども、

大したふれ込みよかったの。温泉プールつくるとか、各戸で蛇口ひねれば温泉のお湯出るとか、大した格好よかったのだ。できれば森の中心地までそれを延長して持ってくるとかありましたでしょう。だけれども、実際始まってみたら、この16戸の人しか恩恵受けていないわけ。それで、30年たってもいまだに総事業費の2億のうち1億8,000万も来るわけだから、すごくいいわけ。今課長の言ったとおり、年間電気代だか何だか60万から80万ぐらい出していると、これも実一調べたのだ。わかっていてしゃべっているのだ。

そういうことで、問題は対象になっていない人をどうするのだということなの、私の聞きたいのは。不公平感があると、声なき声があるでしょう、今課長もしゃべっているのだから。そういうこともあって、あの地域はなかなか一つにまとまらない。今まででもずっとあるでしょう、町内として。それまで言うのもおかしいけれども、実際の話あるの。そういう町内の融和も図っていくのが行政なのだと思います。それで、町長、今課長といういろいろやっていたけれども、こういうこと聞きまして、今後、この間フォーラムあったけれども、あそこの熱余っているでしょう、それで何か新しいものできないかということ、町長もいろいろ考えておりますけれども、関係者も行政視察にも行ってきたし、そういうものも含めて、自前で温泉ボーリングしてやっている人たちのことを今後どういうふうにして町内の融和を図っていくかということ、大きな問題だと私は思っているのです。それで、町長の考え方、今後これらの関係をどういうふうにあれしていくのかなと思っ

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えいたします。

非常に大きな額の補助金を国のほうからいただいてまいりました。これにつきましても、ここ数年ずっと地域の声を聞きながら、また施設の老朽化と町内の農業生産に対する非常に大きな影響ある施設だということで、最終的にいろいろな国会の先生方、大臣方からもご理解いただいて補助の獲得につながったわけでございます。ただ、この補助金、国のこういう大きな政策をいただきながら、全体に全てに当てはまる事業ではないのは非常に残念でございますけれども、ただこれがその方々だけにといい恩恵ではなく、それは今回の性質上その方々に対する補助というふうに考えられますけれども、町全体の先ほど農林課長のほうからもお話ありました農業政策にはこれからも町としていろんな政策的な支援、そういったものを獲得しながら取り組んでいかなければならないと、そういうふうに思っております。ですから、自前で温泉を掘りながらそういうふうに努力されて農業ハウスをやられている方々にも、この補助金に対する恩恵は当たりませんが、今後何かしらそういった補助金、財源、そういったものをいろんなところから獲得していきながら、もちろん駒ヶ岳地域、それから砂原地域でも農業をやられている方おります。いろんな方々に対するそういった補助の獲得に向けて私も今後努力してまいります。そういったものを地域の方々にもご理解いただいて、今回の場合は熱交換器、地熱発電以降30年以上たったと、そういう古い施設の改修ということで、これは一定程度のご理解をいただいているのかなと思います。先ほどと重複いたしますけれども、今後につきましても今回の補助金以

外のところ、そういったところにもいろんな政策的な支援金を獲得しながら進めていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○農林課長（宮崎 渉君） 先ほどちょっと申し忘れてましたけれども、こちらの説明資料にも書いてありますとおり、今回面積20%を拡大するという事で新規事業の扱いとさせていただきます、国から補助金が来ます。こちら20%面積拡大する部分については、今後濁川地区内外問わず、新規就農者、後継者含めて新規の方の参入も含めて検討しておりますので、もちろん既存で今濁川地区内で自前の温泉井戸で農業やられている方が新規の20%枠に入ってやりたいという方も出てくるかもしれませんし、そういった部分も想定しながらこの事業を進めていることを申し添えます。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 町長言っていることわかりました。

それで、今回この事業については工事内容は3点載っております。そのほかにもいろいろあるのです。今後輸送管とか、これも莫大にかかるそうです。こういうものもあるし、また恐らく要望来ると思うのです。それはそれでいいのだけれども、それで今町長が言いました交付金、交付税でも何でもいいけれども、それもみんな国から来るといったって国民、町民の税金だから、国から来るからいいのだということにならないのだ。それで、町長が今16名が受けるだけのものではなくて町全体のことを考えてやっているのだと、もっともな話だ。今後何かしらいい財源確保を見つけて、何とかそれ以外の人にも援助できるようにやっていきたいと言ったよね。これ議会で言ったことだから、これ新聞に出ないから、濁川でいろいろ総会でも何でもあるでしょう、各種総会、そういうときにその対象者に町長の口からきちっと言ってほしい、今の言葉。そうでないとこのことなかなか伝わらないから。私が伝えても、町長言ったのと違うから、町長の口から直接そういう言葉をおっしゃってください。約束していただきますね。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

以前からもあちらのほうで総会あるときには、いろんな機会に私も足を赴けていろいろお話をさせていただきました。この地熱理解促進事業に対するこれの前段のそういった調査関係に対する総会でもお話しさせていただきましたけれども、私からも機会あればそういった部分は地域の皆さんにお話ししたい思いますし、ただそういったところに地域の方にできれば出てきていただきたいのです。出てこないで、出てこないけれども、いろんなところで皆さん方にお話を伝えたりだとか、それはルールとして、もうちょっと何と都合をつけながら出てきていただくとか、きちんと。なるだけそういう機会には私もお話しさせていただきます。また、議員方からもそういった部分はぜひお伝えいただければなおいいのかなと、そのように思います。よろしくお願いを申し上げながら、答弁いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○14番（松田兼宗君） それでは、何点かありますけれども、先ほど休憩前に黒田議員のほうから質問があった絡みもあるのですが、13ページの農林水産業費です。経営体育成支援事業費補助金のところで、この支援の中身を見るとビート収穫機というのが書いてあるのだけでも、この森町でビートの収穫というか、ビートというのは今後の展開として、先ほど課長の説明の中でこの森町の農業をどうするのだみたいな話があったので、ビートというのは余りイメージ的に森の農産物ではイメージないのだけでも、どの程度収穫があって、そして今後ビートに力を入れていくのかどうか、その辺ちょっと伺いたいのです。

それと、11ページの防災対策費のところでもベストの問題なのですが、200着つくるということで、これ保管の方法というか、各自職員に持たせるという形なのでしょう、どこかで保管しているという話ではないとは思いますが、さらにこのほかにまだ必要なものがあるのかなと思うので、例えばヘルメットとか、いろんなそれに絡むものが必要だと思うのですけれども、その辺を今後考えているのかどうかです。

それと、ちょっと飛びますけれども、15ページ、水産業費の地域水産物普及拠点施設整備事業補助金のことでちょっと確認したいのですが、この建物自体の補助金ですよ、中に付随するいろんな、今後これを建てた場合に形にする上で中の備品というか、冷蔵庫とかショーケースとか、いろんな厨房の備品が必要になってくるのだと思うのだけれども、その辺は全くこの中には入っていないということでもいいのですか、それとも別な形で出てくるのでしょうか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（野村 洋君） それでは、1点目。

○農林課長（宮崎 渉君） 松田議員の質問にお答えします。

ただいまありましたビートの関係なのですけれども、ちょっと今資料なくて、ビートの面積までは正確に把握していないのですけれども、たしか100町前後はあったと思います。それで、現状、農業全般のお話しさせていただきますけれども、非常に人手不足というのですか、農作業していただく方を見つけるのが非常に大変でありまして、皆さん苦勞しながら何とか、長い期間同じ方、毎年同じ方をお願いしているというような形で、本当は農家の皆さんは忙しい時期に、農繁期だけにパートさんで来ていただきたいのですけれども、なかなかそれがかなわないということで、かなり人手不足というのは深刻化しております。そういった中、ビートはそうですし、あとあわせてカボチャですとか、あとバレイショもそうなのですけれども、いろいろな人の力が加わるもの、特にカボチャはそうですけれども、そういった重労働を伴うような農作業というのが非常に困難になってきておりまして、カボチャの収穫機というのはないのですけれども、そういった部分でビートの収穫機です

とかバレイショの収穫機を導入される農家はかなり増えておりますので、現状そういった部分、森町の政策としてビートをどうするのかというところはしっかりと定まってはいたないのですけれども、ただ農協側のほうはそういったことがある中でビートを増やしていくというふうな指導をしているということで、現状にはそういったことになっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 2点目。

○防災交通課長（小田桐克幸君） ベストについてでございます。ベストにつきましては、200着ということでお願いをしているところでございますが、これは一般職員、保育所、特養、学校公務補、幼稚園、病院、消防を除く部分でございますが、これで約190着、プラス10着につきましては予備と考えております。ベストにつきましては、貸与簿を整備いたしまして、職員に1枚ずつお渡ししたいというふうに考えております。それから、それに続く防災グッズでありますヘルメット等につきましても、これも導入をしていく必要がございますけれども、これもお金のかかることでございますので、順次財政局と協議しながら導入に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 3点目。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 地域水産物の普及拠点施設の事業内容ですが、この事業内容につきましてはショーケース、冷蔵庫、それらにつきましては現在使用しているものを使います。この事業の中に計画されているのは、調理器具、それと新しく展示用に水槽を設ける予定でいますので、せいぜい備品関係ではこの2つくらいです。あとは既存のものを使って事業をするという考えでおります。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今の水産のほうなのですが、所有というのは、備品で今回買ったのは水加協のものになるのですか、それともあくまでも町の補助金だから町の所有ということになるのか、それだけお願いします。

○水産課長（黒川安明君） 一応これは国の補助も入っていますので、水加協のものということにはならないかと思えます。ただ、適化法が切れた時点で、これはあくまでも水加協のものになります。

以上です。

○7番（河野文彦君） 15ページの港湾廃棄物運搬処理委託料ということで質問したいと思えます。

先ほどの説明で不法投棄を処理するとありました。この不法投棄の内容といたしますか、投棄されたものを確認させてください。お願いします。

○水産課参事（岩瀬英一君） 河野議員のご質問にお答えしたいと思います。

運搬処理委託料の内容でございますけれども、1つは東港の斜路に放置されました7トンのFRP船の処理でございます。斜路が使えなくなって困っておりますけれども、持ち

主が死亡しまして、家族が財産放棄しております。それで、港湾管理者として処理しようとするものでございます。それと、もう一つは、森港内の網、浮き玉等のプラスチック類の持ち主の不明な産廃物を処理しようとするものでございます。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） 今の説明で、船舶については相続者がいないということで了解いたしました。また、玉ですとか網というふうにありましたけれども、森港というのは森町のブランドの発信の拠点だと思います。今後、悪意で捨てたものではなく、飛んでいったとか、落としたとか、そういうものであると思いますので、定期的な港湾の清掃を今後とも進めていっていただけたらと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 答弁いいですか。

○7番（河野文彦君） はい、よろしいです。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第10号 平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、平成27年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億2,797万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。歳入について説明いたします。4ページをお開き願います。議案第9号、一般会計補正予算で承認いただきました森町国民健康保険特別会計繰入金について、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,000円を補正するものです。

歳出について説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,000円の補正は、地方公務員災害補償基金の負担率が引き上げとなりましたので、不足分を補正するものです。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第11号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、平成27年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,603万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。歳入について説明いたします。4ページをお開き願います。議案第9号、一般会計補正予算で承認をいただきました森町後期高齢者医療特別会計繰出金について、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金1,000円を補正するものです。

歳出について説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,000円の補正は、地方公務員災害補償基金の負担率が引き上げになりました不足分を補正するものです。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第22、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第23、議案第12号 平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事(住吉英勝君) 議案第12号について説明させていただきます。

本案は、平成27年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億2,197万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに、歳入について説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金3,000円の補正及び目4その他繰入金31万4,000円の補正は、職員の人件費に係る職員手当及び共済費の増額により一般会計からの繰入金について補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費31万4,000円の補正は、職員手当、共済費について増額補正するものです。

同じく6ページ、7ページの款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費の3,000円の補正は、共済費について増額補正をするものです。

以上、議案第12号の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第23、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第13号

○議長(野村 洋君) 日程第24、議案第13号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(柏淵 茂君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,818万円とするものでございます。

4ページ目、5ページ目をお開き願います。事項別明細書によりご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳出で説明いたします費用への充当分でございます。

次ページの6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の5,922万1,000円を31万6,000円増額し、5,953万7,000円とするものでございます。主なものとして、節11需用費29万8,000円は、浴室系統混合系三方弁及び乾燥機等の修繕料でございます。

また、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節4共済費及び節7賃金は、臨時介護職員及び臨時調理員の通勤手当の精査に伴うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第24、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第25、意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第26、意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第27、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第27、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 意見書案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第28、意見書案第4号 憲法解釈変更による集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第28、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 意見書案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第29、意見書案第5号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第29、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 意見書案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第30、意見書案第6号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第30、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 意見書案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第31、意見書案第7号 認知症への取組の充実強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第31、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 意見書案第8号

○議長(野村 洋君) 日程第32、意見書案第8号 憲法を踏みにじり、日本を「戦争する国」にする「安全保障関連法案」＝「戦争法案」の廃案を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村 洋君) 今起立採決の声が出ましたけれども、ほかに賛同者いらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

○議長(野村 洋君) それでは、進行方法を変えまして、簡易採決から、異議がありますので、起立によって採決をしたいと思います。

それでは、お諮りします。意見書案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第32、意見書案第8号は、否決されました。

◎日程第33 議員派遣の件について

○議長(野村 洋君) 日程第33、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第34 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長(野村 洋君) 日程第34、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) お諮りします。

これをもちまして平成27年第2回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成27年第2回森町議会6月会議を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

休会 午前11時51分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成27年6月10日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員